

平成26年度宍粟市議会予算特別委員会会議録（第4日目）

日 時 平成26年3月13日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月13日 午前9時00分

付託議案

（健康福祉部）

第 29号議案 平成26年度宍粟市一般会計予算

第 31号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 32号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算

第 34号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

（教育委員会教育部）

第 29号議案 平成26年度宍粟市一般会計予算

出席委員

委員長	山下由美	副委員長	榎橋美恵子
委員	稲田常実	委員	大畑利明
〃	伊藤一郎	〃	藤原正憲
〃	福島 斉	〃	実友 勉

出席説明員

（健康福祉部）

部	長 浅田雅昭	健康福祉部次長	世良俊彦
次長兼市民相談センター課長	山田 優	次長兼一宮保健福祉課長	秋田清治
社会福祉課長	志水史郎	高年・障害福祉課長	立花 功
高年・生涯福祉課副課長	藤井康明	健康増進課長	中野典子
波賀保健福祉課長	平山登代子	千種保健福祉課長	大西耕治
波賀診療所事務長	篠原正治	千種診療所事務長	長田茂伸

(教育委員会教育部)

部	長	岡 崎 悦 也	次	長	榎 谷 米 男
教育総務課	長	津 村 裕 二	教育総務課	副課長	澤 田 志 保
教育総務課	副課長	西 林 文 隆	学校教育課	長	志 水 良 和
学校教育課	副課長	世 良 重 信	こども未来課	長	田 村 純 司
こども未来課	副課長	森 本 和 人	こども未来課	副課長	中 川 まゆみ
こども未来課	副課長	福 井 由 貴	山崎学校給食センター	所長	幸 福 定 利
一宮波賀学校給食センター	所長	春 名 良 信	社会教育課	長	井 上 憲 三
社会教育課	副課長	水 口 浩 也	歴史資料館	館長	垣 内 章
図書館	長	小 西 美 穂			

事務局

事務局	長	中 村 司	課	長	宮 崎 一 也
主 幹	清 水 圭 子	主 幹	查 原 田 涉		

(午前 9時00分 開議)

山下委員長 それでは、ただいまより、平成26年度予算特別委員会第4日目を開会いたします。

皆様にお願ひがあります。

発言をされる時、声が聞き取りにくいことがありますので、マイクを近づけての発言をお願いいたします。

健康福祉部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いいたします。着席したままでお願いいたします。

どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。

事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、健康福祉部に関係する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ、簡略に説明をお願いいたします。

お願いいたします。浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おはようございます。

連日御苦労さまでございます。健康福祉部の審査、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、26年度健康福祉部の施策の全体につきまして、概略を説明させていただきます。その後、質問にお答えするという形をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

健康福祉部につきましては、人が生まれるところからお亡くなりになるまでという、生涯にわたっての対策、対応を担当しておりますので、非常に広い分野にかかわっております。お一人お一人の支援という形で進めております。

26年度予算の概要でございます。

一般会計につきましては、人件費を除きますと約42億9,000万円、前年の当初比で約4億8,000万円の増額になっております。また、国保診療所は約3億4,400万、鷹巣診療所、約940万円、介護保険につきましては、約45億1,600万円で、前年当初比で約3億円の増額となっております。

重点的な施策の内容でございますけれども、まず少子化対策につきましては、御存じのように子ども・子育て支援法が成立しております。この法に基づく子ども・

子育て支援事業計画を、今現在策定を進めておりますけれども、25年度にニーズ調査を行いました。その集計、分析を今行っておりますので、今後このニーズ調査を踏まえまして、子ども・子育て会議の中でいろいろと議論をしていくこととなっております。なるべく27年度の上半期を目標に、事務を進めていきたいなというふうに思っています。

2点目、高齢者福祉の関係でございます。

高齢者福祉につきましては、この26年度で第5期の介護保険事業計画が終了しますので、27年度からの3カ年の第6期の計画を策定することとなっております。既にニーズ調査につきましては25年度に実施しておりますので、それを踏まえましていろいろと検討をすることとなります。なお、御承知のように介護保険制度が大きく見直しをされておりますので、その介護保険制度の見直しに対する対応、また団塊の世代が後期高齢を迎える約10年後を見据えた中での第6期計画の策定ということを進めていきたいなというふうに考えております。

なお、介護予防事業につきましては、新たに26年度新規事業として、シルバーパワーアップ事業というのを実施することといたしました。内容については、後ほどまた御質問等でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、いきいき100歳体操、まず体操を主として介護予防につなげていこうということです。この体操につきましては、住民主体で実施していただくということで、サポーター等の養成あるいは参加者についてポイント制度を設けまして、それぞれポイントに応じて還元をしていきたいなというふうに考えています。

次に、障害者福祉でございます。

障害者福祉につきましても、今期は26年度計画策定の年になっております。第3期が終了しますので、第4期障害福祉計画を策定することとなっております。この障害福祉計画策定に当たって、ニーズ調査につきましても、この25年度に実施をいたします。それを踏まえまして計画策定に入っていきたいというふうに思います。

なお、障害者総合支援法の関係もでございます。相談支援事業所の立ち上げということで、昨年、25年の10月に直営の相談支援事業所を設置して、それぞれ対応しております。また、25年12月からは社会福祉協議会のほうで民間事業所として指定をいたしました。今、2つの事業所で障害者のサービス等の計画策定を進めておりますけれども、今後、あわせまして27年4月を目標に、サービス等の利用計画策定の相談支援を進めていきたいというふうに進めております。

それから次に、外出支援サービスでございます。

外出支援につきましては、年々所要額が増額しておりますので、持続可能な制度となるように、将来目標を定めました。その目標に向けて、いわゆる公共交通との調整をしながら、抜本的な見直しを行っていきたいというふうに思います。

次に、健康づくりでございますけれども、健康しそう21、健康増進計画をこの25年度に策定をいたしました。今後、26年度以降につきましては、その計画の具体的な事業の実践ということで、順次進めていく予定にしております。

なお、26年度の新規事業といたしまして、5歳児検診を新たに実施することといたしました。これは内容は、発達障害児の早期発見、早期対応を図っていくということでございます。

次に、人権の関係でございますけれども、人権問題に関する市民の人権意識調査を、今度26年度実施することといたして予算計上をさせていただいております。

最後に、御存じのように、この4月から消費税が増税になります。その消費税増税に対する低所得者あるいは子育て世帯への対応ということで、国においては臨時給付金の支給を決定しております。順次この事務を進めていくこととなりますけれども、あわせまして、約1万2,000人程度の方が対象になるのではないかなということも予測しておりますけれども、その部分についても着実に事務を進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この26年度、障害あるいは高齢等々、計画策定の時になっておりますので、将来を見据えた中での計画策定を順次、それぞれいろんな関係者、関係機関等々の意見もいただきながら、計画策定を進めていきたいというふうに思っております。

以上、簡単ですけれども、26年度健康福祉部の施策の概要として説明をさせていただきました。後は質疑等でお答えをさせていただきます。

以上です。

山下委員長 健康福祉部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

事前質疑は出されておられませんので、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

質疑はありませんか。

それでは、大畑委員。

大畑委員 おはようございます。

きょうもたくさん質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

何からやるのがいいのか、ちょっと今、悩んでおるんですが、主要施策の説明書の順番でいきましょかね。

まず、42ページの社会福祉協議会の補助事業のところから、御質問したいというふうに思うんですが、ここにも説明がありますように、社協職員11人分の人件費の補助と、総合相談事業の補助金、心配ごと相談の80万、加えて6,430万という提案でございますけれども、この社協職員さんの11名分の人件費補助は、何を基準に補助をされているのか、教えていただきたいと思います。

それともう1点、心配ごと相談の80万、これも何、人件費相当かなというふうに思うんですが、これも基準がありましたらまず教えていただきたいと思います。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 社会福祉協議会の11名分の補助の基準につきましては、まず法人運営で6名、それから地域福祉事業関係で4名、ボランティアで1名、計11名分の補助対象者としております。そして、この方々が市の職員に換算した場合の給料を換算いたしまして、その人件費相当分を補助をしております。

それから、心配ごと相談につきましては、心配ごと相談事業の物件費を補助しておりますので、運営に係るいろんな消耗品とか相談員さんの賃金、そういうものを補助しておりますので、人件費は充当しておりません。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 まず、心配ごと相談のほうですが、人件費と申しましたのは賃金ということなのかなということですので、そういうことと伺いました。それで、この心配ごと相談の金額も例年どおり80万という、定額補助みたいな形になってるんですが、具体的に相談の内容とかその成果、そういうものが相当なのか、この金額で相当なのかどうかということをお教えいただきたいのと、この心配ごと相談と市の相談業務との関係がどのような連携を保たれているのか、お教えてください。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 心配ごと相談につきましては、平成24年に一部その事業内容を社協さんも検討されまして、各支部ごとに心配ごと相談事業をしておったのを、山崎支部に一本化してされております。通常心配ごと相談と言いますのは、この開催日に来ていただくという形よりも、通常困ったときにその原因が発生したときに

何かと相談に来られるケースが多いということで、その心配ごと相談の内容のシフトをちょっと検討されまして、主にと申しますか、弁護士の相談というのを1つ加えられています。弁護士相談の関係の経費をこの心配ごと相談の経費にも充当されて、事業を拡充していただいております。

当然、弁護士さん費用につきましては、個人負担もしていただいた上でのそれ以外の部分の充当で、80万円以上の社協の持ち出し経費もただありまして、毎年実績報告書をいただいた上で、80万円以上の事業を成果をされておるということを判断した上で、交付させていただいております。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 市の相談業務との連携ということについて。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 市の連携等、漏らしておりましたが、今言いましたように、社協さんへの介護の相談とか、それからどう申しますか、家族間でのトラブルとか、そういうものが起きていますので、なかなか行政への相談状況までは上がってこないようには思いますが、私どもは1件1件の相談ごとの内容までの把握はなかなかしておらないので、今後はそこら辺も把握していきたいとは思っています。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 心配ごと相談、結構ね。私も防災センターで御一緒させてもらってるときに、市の人権相談の窓口と心配ごと相談のところとかけ持ちでいろいろやってましたし、どちらかに相談内容によって相互にお願いしたりというような関係をつくってございましたけれども、離れてしまいましたから、その連携が十分とれてないのかなと思うんですが、今言われたように、直接的に行政の施策に関する事じゃなくて、日々の生活の心配と言いますか、そういうことが非常に多くて、これはいわゆる福祉部分がサポートすべきような相談業務がたくさんあるんじゃないかなと思うので、社協だけに任せてしまわずに、市の福祉関係の相談窓口なんかと連携を、今後とっていただきたいなというふうには思います。

それと、本体の人件費補助の部分なんですが、市の職員を基準にというお話がございましたが、そのどこをどのように基準を用いてされておられるのか、社協のほうにもいろいろスキルを持っておられる方々、たくさんいらっしゃる。市のほうは今、一般職員という形になっておりますけれども、それは何を基準に補助を出すというのは市の考え方なんでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 社協さんは社協さんの基準で人件費を支出されておられますので、社協の人件費の例えば時間外手当とか、管理職手当とか、それから本俸等を足して行って、その額と市の職員に、年齢、標準年齢でございますけれども、40歳相当ならば係長クラスで市の職員の行政職給料表の何等級やというふうな格付をしまして、それからそれぞれの手当、期末、勤勉、管理職、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、法定福利費関係を積み上げまして、比較して社協の人件費のほうが高い場合は市の人件費相当、それから市に置き変えた部分、市の人件費相当が高い部分は社協の人件費を見ると、どちらかということその安いほうを補助対象経費と見て支出しておる状況でございます。

ですから、社協の給料形態の人件費そのものとは微妙に違ってきますけれども、社協さんもいろいろと内部での給料形態を検討していただいております、極力、市の職員の人件費を上回らないような給与体系も検討していただいて、現在のところはほとんど市の給料とイコールまたはそれ以下の給料体系をとっていただいております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 私、ちょっと低いんじゃないかなという考え方で質問をしているんですけどね。今おっしゃったように、いずれも低いほうをとってやっているというふうな話なんですけど、本来その社会福祉協議会、どちらかといいますと、その福祉関係で言いますと、行政のほうが事務をやって、地域福祉なんかの実際本当に行政がかかわらないかん部分について、社協が実働部隊として行っておられるということで、非常に公的な部分を多くここは握っておられるんじゃないかなと、業務としてやられているというふうに考えていますので、今言われたように、その社協の基準云々と僕は尋ねているんじゃなくて、真意はその行政職の給料表のいわゆる経験年数とかいるんなのに応じて格付がありますから、そういうものに相当するということの判断で補助金を支給すればいいんじゃないかなと。それを上回った場合には出さないという考え方が、ちょっと僕は、その分、社協に負担がかかっているんじゃないかなというふうに思うので、よりよい人材を確保する、社協のほうにもしてもらおうという意味でも、やはりそういう経験年数とかキャリアが合致するのであれば、市の基準に沿って出すということで、堂々と出せるんじゃないかなと。全く基準なしで支払うというのは問題があるかなと思うんですが、市が職員を採用している基準でそれに相当しているなら問題はないんじゃないかと思いますが、その辺、いかが

でしょうか。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おっしゃるように、いわゆる市の、市職員として採用した場合のいわゆる1級から2級、順次給料表が上がっていきます。それから役職によっても上がっていきます。その部分を基準に、社会福祉協議会の経費について補助していると。いわゆる考え方にもよると思います。行政とそれから社会福祉協議会、それぞれお互い役割分担の中で今やっています。ですから、この社会福祉協議会の人件費補助につきましても、その必要性に応じて市から補助しておりますので、やはり福祉の実動部隊という大きな位置づけがございますので、その位置づけの中で補助をします。その補助基準については、基本は市の職員の給与ベースを基準に実施しますよという、これは基本的な考え方です。ただ、当然、社会福祉協議会は社会福祉を担う、言ったらプロパー的な部分もたくさん、専門職的なところがございませうけれども、やはり市の職員より、かといって市の補助をする母体よりも高い給料表、給料の中を補助するというのは、これはなかなか難しいということで、最高は市の職員の給与に合わせた基準で助成の算出を行っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その市がどうしても一番上におらなきゃいけないという根拠は僕はないというふうに思うので、それなりに理由が、説明が、市民に説明がつくような内容であれば、その市の職員の金額より上回った職員が社協におられてもいいんじゃないかなというふうには思っております。

今後非常に心配な部分があるんですけども、いわゆる介護保険の事業者としての役割もあって、やっぱりそうなりますと、あんまり市が幾らでも補助金を出せないということで、介護保険の給付からの運営ということで、そういうこともあって、少しずつ、過去から比べたら社協独自の運営を迫られているのかなというふうに思うんですが、逆に言うと、介護保険サービスを担われる事業所がどんどんふえてきて、社協のエリアが事業をやっていく上での厳しさというのは出てきているだろうというふうに思いますし、さらに27年度から要支援部分が介護給付サービスから切り離されるという話になれば、ますます事業者として介護サービスを担っていかれるかどうかという、非常に厳しい局面が今後出てくるんじゃないかなというふうに思うので、26年度はこれでいくとしても、やっぱり26年度中には来年度をにらんで検討される必要があるんじゃないかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 市の補助は、市の職員を理論的に積み上げたところの基準でということは申し上げました。ただ、社会福祉協議会は、当然、別の団体ですので、それは独自の給料表を持っておりますので、その上回る部分、給料を出される部分については、それは社会福祉協議会が出されます。ただ、補助対象をどこにするかというところは、市の職員基準でしているということですので、その部分は、社会福祉協議会の給料は、市の職員の給料より全てが下に置かなければならないという意味ではありません。ただ、言われることも1つの考え方だろうとは思いますが。

以上です。

人件費の補助については、考え方は今、検討するというところは持っていません。今の考え方でいく予定にしています。ただ、今、26年度が始まったばかりですので、27年度以降のことについては、ちょっと今、どうも申し上げるところにはないかと。今後、社会福祉協議会も法人運営もさることながら、事業所運営で非常に大きな役割を担ってくれています。介護保険はそういうことで、今、いろんな事業所を持っていますけれども、障害の関係でもまたいろいろと昨年から、こちらからもお願いして事業運営をしていただいていますので、やはりその運営がいけるような形の当然支援は、各それぞれの事業に対する支援については考えています。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。

市の職員に準じた補助金のあり方、それは理解しました。申しわけありません。

介護保険に係る、給付に係る問題についてはまた後ほど、社協だけではないので、後ほどまた質問させていただきます。

ほかにありましたら、一応一旦、僕はとめます。ほかの方があつたら、一旦とめます。

山下委員長 それでは、質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 福祉部言うたら、いつ行つたって夜、電気がついてて、遅くまで仕事をされている、ある意味で言うたら、仕事の量がある意味で人員をオーバーしているんじゃないかなという感じでいつも見てるんですけども、勤めとるおじいさん、おばあさんから聞くと、もうちょっと早いこと帰してもらいたいなというような声も聞きます。

そういう中で、今度、要支援のところは今度、市の事業となってくると、またそ

れの負担がかかってきますよね。そういう中で、もともと社会福祉協議会というのは市から派遣された職員がもともとはやっていた、市の職員と僕らが出たころは同じ立場であったと思うんですよね。だから、この際、民間に事業が大分移っていることを考えた場合に、将来的には社協というものをもう1回市に戻さなんたらあかん時代が来るんじゃないかなって、僕は横目でそう思うとるんですけどね。そこら辺のとも視野に入れてしないと、どんどん人員は削減されて、仕事はふえて、ここら辺のところをどないにうまくまとめていくかということ、市として基本的に考えていかないと。外部で委託できる部分は外部がやってくれてたらいいんですけども、市がやらなあかん部分というのは、物すごく増大してるように思うんですね。そこら辺のところ、将来的に部長、どない考えておられますか。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おっしゃるように、まず介護保険制度の見直しによって、市事業がふえます。ふえるというか、市事業に移行します。それをコーディネートするのが地域包括支援センター、これに市としての場合は直営で持っておりますので、その地域包括支援センターの機能を強化しなければ、要支援の方々へのサービスが提供できないようなことになってきますので、そうなりますと、機能強化と言いますと、当然人的な強化も含めたことを考えていかなければなりません。

それと、今、高齢者の方の増加に伴いまして、いろんな介護認定申請であるとか、サービスの利用とか、量がふえております。そういうことも含めると、当然今の人員の中で対応するのは非常に職員に大きな負担がかかっているのは事実でございます。そういうことも含めて、将来的に地域包括支援センターがこのまま直営でいくのかどうかということも含めた中で、この高齢者への対応、それと障害の関係につきましてもしかりでございますので、そんなことも含めた中でやって、将来見据えてやっていかなければならないのかなと。

ただ、社会福祉協議会も大きな事業所の柱でございますので、こちらからいろんな事業運営をするにしましても、こちらからいろんな事業所の立ち上げを依頼する場合もございます。ですから、そういうことも含めて、今はその事業の運営もスムーズにいくように財政的な支援もしていかなければなりませんので、そういう両輪の中で今、宍粟市の地域福祉を推進しておりますので、将来的に社会福祉協議会が市の業務ということは、なかなか法的なところもございまして、非常に検討はしていかなければならないかと思っておりますけれども、市と社会福祉法人である社会福祉協議会と一緒に足並みをそろえて担っていくという方向が、逆に法人のほうが動き

がスムーズにとれます部分もございますので、そのほうがいいのかなというふうには私は思っています。

山下委員長 それでは続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 続いてお願いいたします。

主要施策の44ページなんですけど、下段の出会いサポート事業についてですが、前年度当初予算と同様、200万が置いてございます。これ、25年度の成果はどのようになっていますでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 出会いサポート事業の25年度は今、途中経過でございますので、24年度の実績について述べさせていただきます。委託料は同様の200万円で、その事業内容は大きく2つに分かれています。

まず、結婚相談事業と出会いサポートセンター事業、主にイベント等をする事業でございます。こちらは、結婚相談事業につきましては、結婚相談員さんが25名いらっしゃいまして、延べ相談回数は381回で、成婚までこぎつけた方々は1組ございました。

それから、出会いサポートセンターのイベント事業につきましては、団体の会員は16団体、個人会員が117人、協賛団体が8団体。セミナーの開催が3回、参加者は男性が26人、女性が16人。交流会の開催が5回行いました。これは男性が73人、女性が61人、イベント、カップリングになった数は21組ございました。そちらが成婚までこぎつけたのが1組ございまして、年内2組の成婚まで至っております。

それから、毎年これは平成19年度から実施しておりますが、成婚までいったのが毎年2組から、多い年は10組ございまして、なかなか思うようには数はふえておりません。ただ、宍粟市の場合は、近隣の市町に比べまして、この結婚相談事業をやっておりますのは宍粟市だけでございまして、あとたつの市さんとか佐用町さんがされておられるぐらいで、ほかの市町はこういう出会いサポートについては実施されておられません。今後とも、内容につきましては、いろんな若者が参加しやすい、魅力のある事業になるよう、社協と連携をとりながら、私どもも企画していきたいと思っております。

200万円につきましては、全てこの開催関係の物件費でございまして、以前は600万円出ておりまして、400万円分が社協職員の人件費ということで支出してまいりました。今は物件費相当額のみでございます。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 いろいろ努力をいただいているというふうに思うんですが。私、この主要施策の44ページの成果目標、事業効果、この欄がちょっと気になってましてね。数値目標のところ、イベント・セミナーの実施回数が目標になってるんですね。これは成果目標ではないと思うんです。今、課長からる説明があっている。やはりこれ何のためにやっているかという、やっぱり成婚というのを目指してはるんだらうと思うので、イベントをやるというのは目標じゃないと私は思ってますので、その辺ちょっと、内部的な問題かもわかりませんが、考えていただきたいなというふうに思います。

前、テレビでやってましたけど、隣の、隣ではないんですけど加西市、加西市もこの出会いサポートでいろいろ頑張ってるってやっておられまして、成婚率を高めているんだという話がありましたが、何をやっておられるか、特徴的なところで取り上げられたのは、いわゆる男性からの積極的なアプローチが非常に弱いということで、成婚に結びつけていくためには、そのノウハウが大事だということで、ホストクラブのナンバーワンの指名を受けている人が、どういうふうにしたら女性のハートをつかむのかというふうなことを指導されているというふうな企画をされておりました。やはり一般の人がどういうふうにかこの出会いをコーディネートされているのかよくわからないんですけども、やっぱりそういう専門家なんかを呼んで、少し勉強していくことも考えないと、成果は上がらないんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 目標につきましては、私どもは成婚が目標とは考えていません。その成果目標、事業目的に書いておりますが、若者に出会いの場を提供して、機会をつくるということが目標であると思っています。成婚につきましては、今、私、申し上げましたけれども、基本的にはこちらは公表されていない数値でございますので、内々に社協さんがその後のその方々の個人的に追跡調査された上での成婚に結びついたなというふうにつかまれておる数字でございますので、カップルが結婚したら成婚へ報告しなさいというふうな義務はございませんので、そこいらがちょっとプライバシーにかかわることでもありますので、慎重にしていけないと思っています。

それから、セミナーでございますけれども、先ほど私もセミナー言いましたが、

おっしゃるとおりでございます。今、男性の方もいろいろと女性とつき合い方が苦手な方もいらっしゃいますので、社協のほうでもそういういろんなイベント企画コラボレーターの方々に来ていただいて、いろんな女性の、どう言いますか、コーディネートとか、リードしていくやり方、そういうふうな、本当におつき合いの初歩的なことをレクチャーしていただくような機会をつくって、イベントで企画してくれております。

例えば、それから親の方々の縁結びセミナーとかいったものもありまして、親の方々への子どもへの取り組み方の婚活アドバイスとか、そういうふうないろんな企画もしていただいております。

また、加西市さんのほうのことも私も聞いておりますので、いろんなそういうやり方もやって、考えていきたいなと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 また、その成果のところはじっくり課長と議論せなあかんなと思いますけれども、私は成婚を義務づけるなんていうことは一言も言っておりません。成果目標としてはそこへ目標を持っていかないと、これだけ税金投入しているわけですから。ただ、出会いの場を提供するだけでいいんだというふうなことで事業をやるといのはいかがかなというふうに思うんですね。やっぱりその辺にとどまっていたら、なかなか次の機会というか、次の企画力というのは生まれないと思うんです。出会いの場をつくれればいいんだというようなことだけではね。それは実行目標だと僕は思うんですよ。どういうことをやるかというね。手段のところの目標であって、やっぱり成果目標ということになると、やっぱりもう少し目標を高く設定をしていかないと、何のためにこれ、少子化対策とかそういう流れからきているんだろうと思うんです。ですから、まあまた、きょうは結構ですけれども、議論したいと思います。

次いきます。よろしいですか。

ちょっと、次もずっと考えてたら、志水課長のところばかりいくので、ちょっとほかへいきますね。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 障がいのほうにちょっと移らせていただきます。48ページの相談支援委託事業ですが、先ほど部長のほうから、社協のほうにもというお話がございましたが、この事業の一部相談支援事業を委託するという委託先は、社協というふうに考えてよろしいんでしょうか。

山下委員長 立花高年・障害福祉課長。

立花高年・障害福祉課長 今のところ、夢プランというのを社協で開いていただいておりますけれども、社協の委託事業でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ありがとうございます。

相談支援事業をしようとして、サービス利用計画の作成、26年度で達成していかなければいけないと思うんですが、このきょうお出しいただいております資料の4ページの障がいのある人の状況という、ここの3障がいの合計2,446人を対象にしたサービス利用計画ということを考えていいのか、そしてそれが完成するのはいつごろだというふうに考えておられるでしょうか。

山下委員長 立花高年・障害福祉課長。

立花高年・障害福祉課長 対象の方は、今言われた障がいをお持ちの方なんですけれども、サービスを利用されている方、それから利用しようとする方がまず計画を立てていかなあかんで、全ての方ではございません。ただ、期限としては言われているとおり、27年の3月末というのが期限ですので、今からその計画を立てていく。それと、今、市独自のミズバショウであるとか、社協さんの夢プランもあるんですけれども、ほかの事業所さんにも依頼をしていく。当然、事業所さんの、計画を立てる事業所さんが多いほうがやっぱり、いろんなケースで計画が立てやすいと思うので、そういう依頼を立てていく、この25年度も依頼をしていったんですけれども、まだ設立までいってないところなんで、依頼を立てていく予定でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 もう今年度から取りかかっていると思いますが、現在の進捗と言いますか、何人分ぐらいできて、その27年の3月末なんですけれども、100%はもうちょっと早い目にやっぱりやらんといけないんだろうと思うので、その辺、どういう目標を持ってやっておられるんでしょうか。

山下委員長 中野健康増進課長。

中野健康増進課長 相談支援事業につきましては、市の直営については健康増進課のほうで所管しております。現在、本日お配りしております補足資料の29ページのほうにサービス計画の予定数を記載しております。おおむね成人が300人、児童が50人前後と思っておりますが、現在、予算を策定するときの確定数としては284人と、児童が48名になっておりまして、現在、2月末で成人の方で60名、児童の分が9名分、計画が策定ができております。大体、5カ月かかって70件程度の実績がござい

ますので、夢プランさんと一緒に動いてはおりますが、月に半年で70件で、少しなれてくるので、80、90という数がこなせるのではないかと考えておりました、ちょうどここの284、300と50という数には、12月ごろに達成するのではないかと考えています。大体契約をしてからきちっとプランができ上がって、会議が終わるのに2カ月とかかかりますので、12月ごろに全ての方の契約が終わると、2月末から3月、4月に向かって100%の達成ができる見込みにしております。前半の今の5カ月の運営状況から見て、達成できると考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 やっぱこのサービスと利用計画があって、その後、当事者の方々がサービスを受けられるというふうにつながっていくんだろうと思うので、ここの計画は大変だろうと思うんですね。高齢者のサービスの利用計画と違って、障がいのある方というのは一人一人特性が違うと思います。ですから、その人に合ったサービス利用計画を立てるというのは、本当に至難の業じゃないかなというふうに私は思ってるんですね。ですから、この数だけを見てしまうんじゃなくて、やっぱり中身、非常にボリュームがあると思うので、本当に今の体制だけでできるんかなという心配も、僕はちょっと外から見て思ってるわけなんです。ですから、せっかくこういうミズバショウとかつくられてましても、その職員さんが疲れてしまっただけでは意味がないので、その辺、十分対応できるのかどうかということですね。数字を客観的に見ればいける数字かもわからないんですけども、やっぱり中身が随分違ってると思うので、その辺含めて、職員の体のことも含めて考えて大丈夫なのかなという意味ですが。

山下委員長 中野健康増進課長。

中野健康増進課長 御指摘のとおり、障害者の方は特性がすごく多くて、書類1枚つくるのに1時間、2時間説明しても、それを何回も繰り返さないと契約に至らない場合とかもあります。それで、介護保険のケアマネジャーであれば、お一人が35人とか40人とかいう形で毎月ケアプランを立てられるんですけども、障がいはちょっとプランの立て方が違うので、最初にすごく時間がかかるんです。生まれつき、先天的な障がいの場合と、あと中途障がいの方で、気持ちの整理という部分で、かなり計画を立てるということだけでなく、その辺の受けとめというのにすごく時間がかかって、そこで信頼関係ができてないと、なかなかケアプランの最後までつくり上げることができないし、後々のサービス提供にも影響があるので、とてもそこは慎重に時間をかけてやっています。

相談員の方、保健師が1名、障がいに詳しい者が1名ついておると、それから臨時の常勤の職員が今4人おるんですけれども、4月からは5人にふやしていただくのと、あと常勤は無理だという資格を持った人たちが何人かおられるので、その方たちに週に何日か出ていただいて、少し人員体制をふやしていただいて、数をこなす、数を目標を100%にするために、形式的なケアプランはもうつくるということは、特に障がいのケアプランに関してはそういうことはしようと思ってもできないと思います。本当に1つ1つ聞かないといけないので、その辺は人員体制をちょっと整えていただくことになっておりますので、なるべく一人一人の特性に合ったことができるように、職員もそこは十分承知して、しているので、達成できると思っております。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ぜひ部長もそういうところも含めて配慮をお願いをしたいというふうに思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 障害者相談支援体制については、今、担当課長が申し上げたとおりです。直営の部分につきましては。

将来的には、民間を、この当初の目標は、26年4月、民間の事業所、2事業所設置をしたいなという思いであったんですけれども、現実的に1事業所でございます。今後、民間の事業所もふやす努力も引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

山下委員長 ほかに質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

そしたら、関連ありましたら、その都度挙手をお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 すいません、ちょっとそれなら戻りまして、志水課長のところへいくと思うんですが、子ども・子育て支援事業計画の策定についてですが、これも今、ニーズ調査が行われて、これから計画策定、26年度入られると思うんですが、この策定スケジュール、企画提案いただいておりますけれども、私は策定案ができてからパブリック・コメントを出されるというような形になっておりまして、そのある程度、案ができるまでに、地域住民の意見反映の場がないんじゃないかなというふうにこのスケジュールではとらえておるんですが、その地域住民の意見反映の場と

というのはどのようにお考えなんでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 なかなか地域住民の一人一人のお声をお聞きするという事は、大切なことであるとは思っています。と言いながらも、非常に数的なものも多いので、そのための地域住民の意見を反映したニーズを調査するという事で、今年度、ニーズ調査をさせていただいております。そのニーズ調査の中に、個人個人の思いを、いろんな事情記述欄というものも設けております。そちらで個人の思い等もいろいろお聞きしておりますので、今後、子ども・子育て会議に、そういう、この間も2月に開催したんですけれども、その内容も紹介したりしながら、平成26年度中で需要と供給の量をはじき出して、計画に持っていきたいと思っています。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 一人一人の意見反映というところまで、大変だというふうにはそれは思いますが、この例えば認定こども園の関係なんかにしましたら、もう既に各地域で中学校区単位で、地域委員会とか会議とか、たくさん開かれていっているわけですね。だから、そういうところで提案もして、意見を頂戴することは可能やと思うんですね。ところが、今回はそのニーズ調査をバックにして、あとは子ども・子育て会議に、全部その会議に諮問してしまうみたいな形で、どうも隠れみの的になって、そこですっと計画ができ上がってしまうんじゃないかという、ちょっとうがった見方ですけれども、そんなふうになってしまうんですね。ですから、非常にこれは若いお母さん、お父さん方にとっては重要な課題だというふうに思うので、ぜひ意見反映の場を考えていただきたいというふうに思います。

15ページの障害福祉計画の策定の場合でしたら、ここもニーズ調査をやられるわけですけれども、その後、現行計画を検証して、計画骨子及び計画素案を公表して、パブリック・コメントを実施して広く意見を求めるというように、その前にパブリック・コメントをやられるんですね。でも、同じ健康福祉部でありながら、この子ども・子育ての場合は、ある程度その計画素案のパブリック・コメントの時期が少し、ある程度計画を立ててしまった後のパブリック・コメントになっているんじゃないかなというふうに、私、見てしまったんですが、同じ計画を立てる中でも、パブリック・コメントの時期がずれてないのか、ちょっとその辺、お伺いしたいというふうに思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 今言われました、例えば認定こども園の関係等々につきましては、当然、その地域でどうするのかということについては、地域の保護者であったり、地域の方々がそれぞれ協議、決定、方向性を決定されますので、それはその方向で進むものと思っています。ですから、この私どもが作成する子ども・子育て支援事業については、そういう地域での決定を踏まえた中での計画ということも視野に入れることとなりますので、一つ一つ、その地域へ出かけていって、認定こども園等についての議論は、それは別のところでされてますから、私どもがそのニーズ調査と子ども・子育て会議の委員さんの中でいろいろと計画策定をしていただくと、それを踏まえて最終決定をするという運びになるかと思えます。

それから、パブリック・コメントについては、当然ちょっと書き方の問題だろうと思います。ちょっとまだこれは、当然そのパブリック・コメントに上げる時期というのは、一般的には通常のルール等がございますので、ある程度のほかの計画についても、計画素案ができた段階でパブリック・コメントに付して、それでいろいろな意見をいただいて、最終の計画を策定するというのが、これが一般的な計画策定とパブリック・コメントのルールだろうと思いますので、私どもはその市のパブリック・コメントのルールに従って実施するということには変わりはありません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。パブリック・コメントの時期については変わらないということで、考えておきます。

先ほど言われた幼保一元化の委員会とかいうのは、それはその地域での幼保一元化をどうするのかという話になってるかもわかりませんが、今度、この子ども・子育ての支援事業計画が要するに冠になりますよね。そこの計画があって、そしてその事業量をどうしていくのかということが決まっていくわけですがけれども、実際に今、教育委員会を中心に議論が行われるところとこの会議とが分離されてて進んでいくということに、僕はちょっと問題がないかということを思ってるんですね。教育委員会自体も、この会議の中に入っているわけですから、やっぱり全部その子ども・子育て会議の意見だけで決めていくんじゃなくて、やっぱりその地域から上がってくる意見もその会議に反映していくとか、そういうことを考えていただきたいなというふうに思っているわけです。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 当然、ニーズ調査、それから子ども・子育て会議の委員さんの意見のみで、これが計画が策定するというわけじゃなしに、当然、教育委員会事務

局についても、この子ども・子育て会議の事務局を兼ねておりますので、今回の子ども・子育て事業計画は基本的には実施計画、整備の実施計画になりますので、いわゆるそういう地域の意見と意向というのは、当然反映していかなければ、これは実施計画になりませんので、それも含めて当然事務局と、まあ言ったら行政内部での最終決定ということにはなろうかと思えます。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。できるだけと言いますか、やはり限られた子どもの数も本当に少なくなってきた、貴重な、この宍粟にとっては大切な部分での、今後当市をどうするのかという話だというふうに思いますので、ぜひ十分、保護者なり地域の意見を聞いた上で進めていただきたいということをお願いをしたいと思えます。

次に、生活保護費のことについて伺いたいというふうに思えます。

ページ数がわからなくなったんですけど。これ、45ページですね。生活保護扶助費。きょういただいた補足資料の5ページ、これには生活保護の動向ということで詳しく出していただいておりますけれども、保護率を見ますと、1,000人当たり大体、26年1月で4.2%というような数字になっております。これについては、相当保護率としては私、低いなということで、良好なというふうに解釈していいのか、その辺、よくわからないんですけども、この4.2%について、部としてはどのように評価をされていますか。ちょっとお伺いしたいと思います。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 生活保護につきましては、宍粟市は兵庫県でも非常に保護率と被保護世帯、少ないほうにあります。例えば世帯数で言いますと、少ないほうから4番目の市でありまして、非常に保護率は低い方向でありますけれども、低いなりに、非常になかなか、一度保護に入ると脱却が難しい。なぜかと言うと、そちらの統計にもありますけれども、高齢者世帯が47世帯、39%といったような、非常に高齢者の率が多い。それから、稼働年齢層を含むその他の世帯というのがあるんですけども、それにつきましても26世帯、21%ということで、こういう方々に就労支援もしていくんですけども、なかなか地域的な労働環境といったこともありまして、非常に保護からの脱却が難しいような状況になっています。保護率が少ないから住みやすい町というふうには思ってませんので、少ないことは少ない状況でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 本当に自立できていって少なければ、本当にいいことだというふうには思うんですが、一方で、公共料金の滞納なんか非常に多いということで、いわゆる生活困窮世帯が多いということもわかると思うんですね。そういう意味で、高齢者のこの世帯が約4割ということは、高齢者のひとり住まいでありますとか、高齢夫婦とかいう形で、だんだん孤立感の中でやっぱり苦しい生活になっている。しかし、保護にはかかりたくないというような、そんな状態で頑張っているような世帯がいらっしゃるんじゃないかなというふうに、これは想像ですけども思ってしまうので、本当にその地域の民生委員さんなんかの協力によって、決して保護がいいということは思いませんが、そういう生活を支えていく、本当の意味の扶助ということに近づいているのかどうかというのが少し聞きたい点と、もう1点は、このその他世帯、これはいわゆる雇用の問題が、雇用悪化の状態がこういうところにあるんじゃないかなというふうに思いますし、それから母子世帯でも、やっぱり子どもがもう18歳過ぎると、この母子世帯じゃなくてその他世帯に分類されるんですよ。ね。そういうふうになっていくことで、実際苦しい世帯が、高齢者以外で、母子とか、それから单身なんかでも仕事がなくなって失業しての苦しい世帯とかいうことがふえていってるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうところと本来のその扶助のあり方みたいなのと、どのように考えておられるのか、お聞きしたいんですが。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 はい。まず、その他、別添資料の5ページを見ていただきますと、その他世帯が年々ふえております。やはりこれは、経済状況等の反映であろうと私どもも思っております。それから、母子世帯につきましては、このいろんな角度の中で対応をしております。児童扶養手当であるとか、あるいは母子の関係については、母子自立支援のほうも担当しておりますので、そういったことも含めて、総合的に対応すると。最終は生活保護制度の適用ということになりますので、やはりいろんな生活をされている方がおられます。ですから、その方々をいかに我々が把握するのか、そういうことにつきましては、民生委員さん等々、福祉関係のいろんな方々を窓口として、いろいろと協力しながら進めておりますので、特に高齢者の場合については、いろんな高齢者のサービスもございます。ですから、そういうサービスを利用する中で、自立した生活が送れる、経済的にはどうかという判断の中で進めておりますので、我々福祉部全体の中でのトータルで連携しながら進めていこうということには努めております。今後もそのように努めていきたい、いくこ

とはそれぞれ確認はしておるんですけれども。いかんせん、いろんな情報提供というのはそれぞれの地域の方々等からお声かけいただければありがたいかなとは思っています。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この部分の仕事の担当されている方々も非常に厳しい、しんどい部分だろうというふうに思うんですね。やっぱりケースワーカーの数が、宍粟市の場合、ちょっと私、少ないんじゃないかなというふうに思っております。それと、処遇とかいう意味で、ほかに比べるとちょっと低いんじゃないかなという気がするんですが、そこを充実していくということと、あと先ほど部長が言われたように、生活保護として保護しなくても、他の給付事業に誘導していくというお話がありましたが、そういうことが十分、市の行政の中で連携をしているのかどうか。何か1つ、具体例でもあれば教えていただきたいんですが。ケースワーカーの待遇のところ、ニーズのところと、今の話と。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 ケースワーカーの基準につきましては、基準がございます。1人当たりケースワーカーが持つ基準というのが80世帯ということで、私どもは2名のケースワーカーがおりまして、基準は満たしておる状況でございます。

それから、基本的には小さな市になりますと、兼務事業が非常に多うございますけれども、極力、宍粟市の私どもにつきましては、専従で2名がケースワーカーとしてやっていただいておりますということになっていきますので、今のところ、基準はクリアできているかなとは思いますが。

ただ、非常に幅広い、福祉関係から税制面、医療面、非常にいろんな知識を持っていないとケースに対応する場合に戸惑いがありますので、いろんな市民生活部とか税務課とか、それから高年・障害のほうとも連携しながら、ケースケースに合わせた対応は常にさせていただいておりますので、1つは今後もケースワーカーの研修とか、そういうものをどんどん進めていって、ケースの対応に当たっていきたいと思っています。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 若干補足をさせていただきます。

御存じのように、生活保護法も改正されました。それから、自立支援法が成立しまして、27年度からいよいよスタートするわけなんですけれども、やはり生活保護

に至るまでの段階での相談支援業務というのも、今度市のほうで、福祉事務所のほうで実施していかなければなりませんので、その対応も含めて、今後、職員たくさんいれば一番ありがたいんですけども、全体的な職員のトータルもございます。それからほかの高齢者の部分とか、いろんな法改正、制度改正の中で、市のほうに業務がおりてくる、あるいは機能強化をしていかなければならないということが、福祉の分野で多くなっておりますので、トータル的に考えていかなければ仕方がないのかなということは思っていますけれども、非常に職員に負担は、現状ちょっとかかっているのかなとは、その点は承知しております。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 市に合併する前、県がこういう業務をやっておられましたけれども、この広大な宍粟市の中で、基準は満たしているのかもわかりませんが、やっぱりこの宍粟市全体を網羅するために、本庁に2人だけしかケースワーカーがいらっしゃらない。地域のその社会福祉のそれぞれの職場から、各市民局にあるところからの連携を図っておられるのかもわかりませんが、やっぱりその専門の人がかかわっていくためには、またそういうところへ出かけていかないといけないだろうと思うんですね。だから、非常に僕は厳しいだろうというふうに見てます。

ここには上がってませんが、市がおつくりになっているこの健康しそう21、この中にも、ちょっと僕はここに注目してるんですが、死亡率が非常に高い。死亡ね。自殺。ごめんなさい。特に宍粟市は県下でも率が高いというふうに言われていますし、高齢者の自殺も多いとかいうふうに言われていますし、それともう1つは、失業絡みでの自殺とかいうところがあるんじゃないかなということを思ってるんです。だから、健康な体をつくっていきこうということはもちろんそうかもわかりませんが、精神も含めてかもわかりませんが、そういうためには、やはりしっかりとサポートする体制というものの、あるいは相談ができるというふうな、そういうところがきちっと配置をされていないと、僕はだめなんだろうというふうに思うので、ぜひそういうことを関連づけながら考えていただきたいなと。

限りある職員数ということをおっしゃいまして、そうかもわかりませんが、やっぱり市民の命や健康を守っていくという、そういうところにつながるわけですから、ぜひお願いをしたいというふうに思います。答弁は結構です。

山下委員長 それでは、実友委員。

実友委員 大畑委員のときに、ちょっとタイミングがずれて手を挙げるのがおくれ

たんですけれども、出会いサポートの事業の関係でちょっとお伺いしたいというふうに思います。

このサポート事業に参加をしたという方が、一度お会いをしてお話をさせていただきました。その事業に出てくるのはほとんど同じような顔ぶれなんだというような話を聞かせていただきました。その子が何回行ったかもわかりませんが、何回か一緒のメンバーみたいな人ばかりですというようなことがありますので、できれば、今、テレビでいろいろやっておるような、例えば、外部からの人を呼んでくるとか、そういったことの大々的な出会いの事業をやっていただけないかなというふうに思います。先ほど大畑委員が言われたように、やっぱり目的、最終目的は結婚というところにやっぱり持って行っていただきたいなど、表には出せないかもわかりませんが、最終目的のその成婚をやっぱり目的としてほしいなというふうに思います。それだけです。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 ありがとうございます。私も参加と言いますか、社協のほうからも非常におっしゃるような、同じような顔ぶればかりが集まったところで、新たな出会いがないところでカップルが成立、なかなかしにくいやということが、1つは社協さんの悩みなんやということもお聞きしています。12ページのほう、ちょっとそのチラシをつけておるんですけれども、左側、横向きに見ていただいて左側が今回の社協さんがつくられておるパーティの案内チラシでございます。それから右側が、兵庫県も同じようなサポートセンターをつくってまして、これは兵庫県全域的な取り組み、兵庫県は地域をカバーしていただいておりますけれども、その真ん中のところにマジックで枠塗りしています。同じものを宍粟市の分を、この兵庫県全体の版にバージョンを紹介していただいて、より幅広い地域からの声かけもしていただくように、連携をしております。非常に内容も、いろんなところの情報もありますので、この兵庫県の会員さん、それから宍粟市の会員さんに参加者も登録していただければ、こういうことがメール等で入ってくるようになっておるようなので、とにかくいろんなイベントの情報を提供して、幅広い出会いの場を設けていくように、今後ともいろんなことで考えていきたいと思っています。これは実際、仕事をしていただいております社協さんとも連携しながらやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

山下委員長 それでは、榎橋副委員長。

榎橋副委員長 すいません。今の関連なんですけれども、このチラシに出ておりま

す3月21日のこの件ですね。30人募集してらっしゃるんですが、もう日にちが迫っておりますけれども、何人ぐらい募集はあるのでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 この分につきましては、まだ社協のほうからの報告はいただいておりません。ただ、今年度、既に2回、10月の14日と12月15日に2回されてまして、3回目なんですけれども、前回の状況を見ますと、例えば10月14日の分は男性が18人、女性が17人で、35人、カップルが6組できたというふうに聞いています。それから、12月のときは男性が15人、女性が13人で、カップルが3組できたというふうに聞いていますので、またこの3月の分についてもそれなりの参加数が報告をいただけるものと思っています。

山下委員長 榎橋副委員長。

榎橋副委員長 よくテレビとか雑誌とかでよく見るんですけれども、こういうイベントをされて、1組結婚まで至ったというときに、よくその地域の名所のところで結婚式をなさってるところがよくあるんですけれども、最終的には市で補助をして、そういう結婚式もしてあげたいなど、そういう案はありますか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 今、先ほども言いましたけれども、非常に参加されておられる方々は、こう言いましたらあれですけれども、余り人に知られたくないといった形で、内緒的に、内緒で参加してるんやというケースもございます。そういった中で、結婚はおめでたい話なんですけれども、そこまで本人さんの了解をいただければ、市としてもいろんな企画でまた次の段階でのお祝い企画も考えていきたいと思っておりますので、一応本人さんの状況も、また参加した方々のアンケート調査等も社協さんをお願いしながら企画していきたいと思っています。

山下委員長 よろしいですか。

稲田委員。

稲田委員 今の出会いサポートの関連なんですけれども、今までの、昨年度2回されたというのは、場所はどこでされたんですか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 今年度なんですけれども、2回したのは、10月14日は国見の森公園でしています。それから、12月15日はホテルサフランでしています。今回ののは3月の分については但馬のほうへ出かけられるというふうに聞いています。

以上です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 多分、社協、一生懸命これ考えられて、プランを練ってらっしゃると思うんですけども、8時に防災センターを出発して、9時でこれ合流ということですよ。ということは、この9時間のうち4時間ぐらいバスに乗ってるような感じになるんですね。それで、15名ずつ集まればいいんですが、恐らく男性が多いと、で、女性が。年もこれ28歳から50歳まで。この車の中で、隣同士の席になったりして、移動とか可能なのかもしれないけれども、テレビなんかでよく見ると、もうフリーに、どう言うんですかね、相手はかわれるような状況でされてるんですね。余り最初にどういうシステムを組まれてるのかわかりませんが、プロフィールなり、何かを相手に見ていただいて、最初に気に入った方とカップリングに最初になってるようなケースが多いんですが、その辺、ちょっと内容細かいことわからないんですが、このバスで4時間という間に、いろんな人と恋が芽生えるんですかね。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 ちょっと私はこの当日、どういうふうにイベントを組まれておるのか、ちょっと承知しておりませんので、具体的なところまではちょっとお答えもすることができないのですけども、いわゆるいろんな手法を、バスの中でもいろんな手法を考えてくれていると思います。ただ単に座ってじっとしとくんじゃなしに、いろんな、どう言うんですか、クイズをやったりとか、そんなこともしてくれておると思いますので、その中でやはり、特に今回メインは城崎温泉の散策等、そこら辺とか竹田城史跡、そこら辺が大きなメインになりますので、その辺でうまくいろんなカップルができればいいのかなということでは考えてくれていると思いますので。また、結果については、また報告はさせていただきます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 まだ結果が出てない時点であれこれ言うのも何なんですけど、やはりよくテレビでしているのは、沼島にしても、その地域に行って、その地域の状況を見て、またその地域とそこにいらっしゃる方とのあったかいものがあるって、結構成婚に結びついていっているような形が見受けられるので、できれば宍粟市で何かおもしろいイベントを考えていただいて、この地域やったら私、住んでもいいかな、僕というのはあれですね、住んでもいいかなと思うような方が、地域の特性をぜひ生かしていただいて、よそも結構ですが、何かその名所をつくるなり、カップル名所みたいなものでもいいと思うんですが、ここへ行ったら恋が成就すると、そういったような場

所をスポット的につくるのも1つの案じゃないかなと思いますので、よろしく御検討ください。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おっしゃるとおり、基本はこの宍粟市の中でのイベントというのが基本、ですから、25年度3回のうち既に2回は市内で実施をしていただいております。社協さんもいろんな知恵を出し、今まで考えて実施していただいておりますので、今後も今の稲田委員の御意見も参考にしながら、また社会福祉協議会というところの事業が成果が出るように、いろんなイベントを考えると、そんなこともしていきたいと思いますので、今後ともいろんな御提案、お願いしたいと思います。

以上です。

山下委員長 よろしいですか。

すいません。ちょっと休憩したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、今から10分間の休憩をしたいと思います。

10時30分まで休憩をいたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分再開

山下委員長 それでは、会議を再開いたします。

藤原委員、お願いします。

藤原委員 ちょっと前に戻るんですけども、この消費税の関係で、軽減税率が決まるまでの人的な措置であると思うんですけども、そこでちょっとこの申請と言うんですか、手続というのが、このちょうど流れの中に、きょうの資料の6ページあたりに、この要件であるとかあるんですけども、これ、PRして、そして周知徹底を図りながら、本人申請ということになっておるんですけども、特にこの臨時福祉給付金については、高齢者が多いということで、やっぱり市の横の連絡をとっていただいて、どういう人が対象になるかぐらいは、個人情報と言われるかもしれんけれども、それをつかんでいただいて、そして例えばこのAさんならAさんは、この人はちょっと目が不自由なさかいに申請できないんじゃないかな、そういう人を職員が電話でとか、あるいは民生児童委員さんに頼むとか、そういうそこまでの配慮はやっぱり行政サービスとして当然じゃないかなと、私は個人的にはそう思います。

もう1点。この子育て世帯の臨時特例給付金については、これは要するに今、児童手当ですか、その支給世帯が対象になるのであれば、同じ対象だと私は個人的に思うんですけども、そうなるのであれば、それは周知徹底も何も無い、要するに申請書の中に入れて、申請してもらったら、提出してもらったらいいんじゃないかなと、私はこのように思うんです。特にこの事業については、国の100%の交付事業でありますので、できるだけきめ細かいと言いますか、片づけ仕事ではなしに、きめ細かいサービスの提供というのは当然じゃないかと思うんですけども、その2点、いかがでしょうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 おっしゃるとおり、私どもも対象者には100%支給していただくように努力したいと思っておりますが、まず臨時福祉給付金につきましては、全国一斉の対応でございますので、国のほうからいろいろと説明会なり、そのPR方法についても指導がございます。まずは住民税非課税の方が対象になるという前提がございますので、税務課が課税をされる方には、6月ぐらいに課税、あなたは今年度幾らですよと通知をします。それに合わせまして、あなたは非課税ですよという通知をするということは、これは個人情報保護の上での問題はないというふうに指導が出ていますので、それに合わせて、そのときに臨時福祉給付金の申請書を入れるというやり方もあるというふうに国のほうも判断をしていますので、これは非常に有効なやり方かなと思っておりますので、ぜひそういう方策をとりたいなど、個人通知であなたは給付金もらえますよという形じゃなくて、非課税ですよという通知に合わせた申請書も入れる、PRのチラシも入れるというような形を検討したいなと思っております。

それから、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、おっしゃるとおり、児童手当の世帯でございますので、こちら児童手当は6月いっぱい、現況届をしていただく期間になっていきますので、できればその現況届の中にこの申請書も一緒に同封して、時期はちょっと7月以降になろうかなとは思っているんですけども、それに申請書を一緒に入れて対応していきたいなと思っておりますので、漏れ落ちのないように、いろんな方法で考えたいと思います。そして、税務等の非課税の状況とかいうのは、私どものほうにも内部での情報共有というのはしていきたいなと思っております。

以上でございます。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 ぜひそのきめ細かいサービスをしていただきたいな、事務をしていただきたいな、これは強くお願いをしておきたいんですけども、先ほど税の非課税通知と言われましたけれども、これは従来からその辺の通知はされよったんかいね。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 宍粟市ではまずされていないと思いますが、税務のほうは、申告、去年ぐらいから申告をしてくださいよという通知、申告されていない方に対して申告してくださいよと通知は去年ぐらいから始めたということは、ちょっと伺っているんです。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 税務課のほうでの非課税通知、6月1日課税のときの非課税通知は出しておりません。今までも。それが終わった段階で、未申告の方に対する申告をしてくださいねという通知は、そういう文書案内はしてありましたので。今回、今、担当課長が申しましたのは、当初のこの給付金の制度設計に当たっては、税情報を、例えばあなた非課税ですから申請しなさいよと、この情報の取得はだめだということです。これは個人情報に関係から、これはもう国の制度としてだめだということでもありますので、そうすると、どういうふうに周知するのか。Aという本人さんが、自分がもらえるのか、もらえないのかわからないではないかということもありまして、今、国は方法として、今、担当の志水課長が言いましたように、あなたは非課税ですよという通知は、それは税務課、税務の業務の中でしますから、それは個人情報の目的外利用、使用でも何でもなし。それに合わせた中で、この給付金の周知をやりましょうと、それを1つのそれぞれ市民の方への周知の方法として使おうということでございますので、私どもも漏れがないように、できるだけ周知をしていきたいと思っています。いろんなことで国のほうからも、いろんな情報をこういう、今まではだめという見解だったんですけども、ちょっと手法を変えてこういうふうなこともできますよというのを順次情報収集しながら進めていきたいなと思っています。

以上です。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 所得の確定が済むのが、住民税、市県民税の場合に6月1日ということで、それ以降の申請と言いますか、それになるということはわかるんですけども。

それともう1点、最初の部長の説明の中で、対象者が1万2,000人と聞いたように思うんですけども、この名簿と言いますか、この概要を見ますと、1万もっと

多いようになるんですが、結局それぐらいは申請されないというのか、こちらからいったら申請漏れというのか、そういう数字、たしか1万2,000人と言われたように思うんですけど。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 説明がちょっと足りなくて申しわけございません。

本日、別添資料で6ページの一番下の予算のところでは上げておりますように、臨時福祉給付金と、それと子育て世帯臨時特例給付金、この2本立てになります。まだ税が確定しておりませんので、25年度の状況の予測のもとでの数値ですので、あくまでも予算を確保するための予測の数値でございますので、ちょっと最終の確定については、26年6月の課税の結果を待たなければなりません。ただ、そこで書いておりますように、臨時福祉給付金については、約8,600の方が対象になるだろうという予測のもとで予算計上をさせていただいております。

それから、子育て世帯の臨時特例給付金については、約5,000人少しですのと、世帯で言いますと、当然子どもが1人の世帯、2人の世帯等がございますので、合わせておおむねということで、1万2,000人ぐらいかなということで表現させていただいておりますので、ちょっと人数については、ちょっとそういう意味合いですので、御了解いただきたいと思います。

山下委員長 それでは続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 介護保険事業計画のことについてお伺いしたいと思います。

資料施策説明書49ページと関連資料の41ページになるかというふうに思うんですが、まず1点目ですけれども、この41ページに、今年度、この介護保険事業計画あるいは老人福祉計画を策定されるに当たって、その前段に福祉施策全体を統括する宍粟市地域福祉計画、こういうものと整合を図ることが書いてあります。計画を立てる順番としては、地域福祉計画がまずあって、それを受けて介護保険事業計画などそれぞれの分野における計画というふうに流れていくんだろうというふうに思いますが、残念ながら地域福祉計画が繰越明許になっております。25年度、策定をされておられません。したがって、その辺をどのように進めようと思っておられるのか、1点お伺いをいたします。

それともう1点は、介護保険制度の、私は改悪というふうに思うんですけれども、改革によりまして、要支援1、2の部分が介護給付サービスから除外をされていくと。そういう中で、今後、市はどのような対応を考えられているのか、最初にまず

その2点、お伺いしたいと思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 私のほうから、地域福祉計画の関係についてお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、25年度で地域福祉計画を策定をし、それに基づいて26年度、障がいまたは高齢者の計画の策定という段取りで行ってございましたけれども、結果的には地域福祉計画については25年度実施ができませんでした。いろいろ理由はありますけれども、できなかつたということで、本当に申しわけないというふうに思っています。結果としてこうなりましたので、なるべく早く地域福祉計画のいわゆる市の地域福祉の考え方の骨子を早急に上げた中で、それぞれの計画策定を進めていきたいなというふうに思っております。

それともう1点、要支援のサービス、通所介護、居宅介護の部分が市事業へ移行ということで、新たに市としての事業構築をしていかなければなりませんので、その中身につきましても、やはりこの介護保険の事業計画を策定する中で、将来的なことも含めて、それから社会資源のこともございますので、あわせてここで検討をしていく必要があるというふうに思っています。ただ、今、現時点でどの事業をどういうふうにやっていくかというのは、まだ未知の部分、未知と言ったら言葉は悪いんですけども、まだガイドライン、国のほうがまだよう示してません。今国会で法改正が上がっておりまして、それが可決の後、国としてこのガイドラインを示すという段取りになろうかと思っておりますので、それも見きわめていかなければなりませんので、実質的にはこの第6期の計画の最終年度、29年度を目標に、この要支援の方々への市事業を構築を図っていきたいなとは思っています。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 27年度から、いろんな計画、国の改革なんかがスタートしていく中で、ことしの26年度というのは大変中身の濃い年度になるんじゃないかなというふうに今、思っています。それだけいろんな計画策定、大変苦労が多いだらうというふうに思うんですけども、その本当に上位計画と個別計画を並行的に進めることで、計画として成り立つものなのか、どうなのか、ちょっとね。そもそもそういうことで、安易につくられるというのは変な言い方なんですけれども、中身のないものを、要するに後づけ的な形でこういう上位計画をつくりましたよみたいな形になるんだったら、つくる必要あるんだらうかなというふうに考えてしまうわけなんです。その繰り越しになった部分については、また担当委員会のほうにお任せをして、十

分検証いただきたいなというふうに思います。

実は私、去年の当初予算のときにはまだこの場にいませんでしたから知らなかったんですけども、去年の主要施策の中に、この地域福祉計画策定事業ということで、340万1,000円の予算が提案をされています。これ当初予算で通っております。その中には委託料が200万、それ以外に役務費、需用費、報償費というふうにあります。全体で340万、これが今回まるまる340万が繰越明許になっております。委託事業者が応札がなかったからという説明がございましたけれども、この業者が決まらなかったら、他の役務費や需用費や報償費も一切使えない内容のものだったんでしょうか。その辺、ちょっと教えてください。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 すいません。今、部長が申し上げましたとおり、非常に今年度予定しておりまして実施ができなかったということは、私も責任を感じております。

業者の応札も、もちろん1つの理由でございますが、非常に事業着手がおくれたというのは、これは否定できない現実でございますので、その着手がおくれたということが、まずは大きな理由になると思っています。おくれた理由につきましては、多々いろいろとはございますけれども、この場では特に理由を述べるということは省略させていただきたいなと思っています。

いずれにしましても、ぜひもう26年度の早期の段階で樹立していきたいと思っています。そして、ただ地域福祉計画、前回の計画については、数値目標とか数値的な表現が全くございませんので、今回につきましては、施策ごとの主要な事業を含めて、事業ごとの数値を、現状数値を踏まえた上での目標値を極力上げていくという方向にしたいと思っていますので、その点、介護福祉計画とか障害者計画等々あわせた計画の、樹立されようとしている数値も含めて、地域福祉計画の中にも盛り込んでいって、総合的な計画にしていきたいと思っています。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その地域福祉計画の関係については、また別の機会に譲りたいと思うんですが、また担当部でもぜひ、こちらの議員側のしっかりした検証も僕は必要だったんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点のその国の制度改革に絡む問題で、まだ十分ガイドラインが示されていないと思うので、答弁難しいかなと思うんですけども、イメージとして、私もいろいろと考えてみたんです。国の流れ全般ですね。この介護だけじゃなしに、障が

いなんかも全部含めて、医療から介護にというそういうシフトと、それから施設などから在宅へという流れがあって、やはり地域に対する負担が、これからますますふえてくるだろうというふうに思うんですね。地域での需要と言いますか。そういう流れがあるし、もう一方で地域のほうは、高齢者が非常にふえてきて、認知高齢者なんかもふえたり、それからひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯なんかもふえてきて、いわゆる介護事業とかというのがますます膨らんでいく。そういう中でのこの計画をどう立てていくかという話だと思います。私はそういうふうに膨れ上がっていく需要に対しても、安心して介護が受けられたりする仕組みを、この自治体がどうつくっていくかということが問われているんだろうというふうに思うんですね。

きょうの包括支援センターでしたか、それも民間に将来的にはという話がありましたけれども、私は今後、この要支援1、2が切り捨てられていく、これ民間のほうも多分事業が大変になっていくだろうと。手を出さない部類になっていくだろうと。ここをどこが受け皿としてやっていくのかなというのを考えたときに、非常に不安になります。そういう地域の全体のケア、マネジメントするようなところを、これ役所の中の1カ所で置くというようなことじゃなくて、僕はもう小学校区単位ぐらいに、そういう地域包括ケアをする何かを置かないといけないんじゃないかなというふうに考えているぐらいなんです。

ちょっと具体的な数字で申し上げて合っているかどうかも含めて、また違っていたら教えていただきたいんですが、その要支援1、2が介護給付サービスから切り離されるということは、例えば今、うち、母親がデイサービスに行っております。要支援2です。1つのデイサービスの給付が8,000円というふうに仮定しますと、本人負担が1割ですから800円、それと市が負担をする部分が12.25%ですから1,000円、だから8,000円の事業に対して、これからは1,000円と自己負担の800円、1,800円しか出てこない。あとの6,200円はこれまで保険料から払われたり、国や県が払って8,000円の事業が成り立ってたと思うんですが、今度はそれを1,800円でやるという話になるんです。それが介護給付から切り離される中身やと思うんです。もう少し、国県出すという話ができるのかもわかりませんが、今の制度のように、まるまる保険なり自己負担なり、国県の支援で成り立つ事業にはならないと思うんですね。そうなったときに、果たして民間の事業者がこういう事業をやっていくのに成り立つでしょうか。8,000円ぐらいのサービス経費がかかるものを、1,800円ぐらい、あるいは2,000円、3,000円ぐらいでしか返ってこなかった、そう

いうものに手を出さずがないと思うんです。だから、要介護1から上位のところ、そういうふうに対象者を民間のほうは絞ってくる可能性があります。そしたら要支援1、2は誰がみるんやということになると思うんです。だから、非常に僕は、先が暗いんです。

ですから、その包括ケアシステムのところを民間にとおっしゃるけれども、民間はそんなところ、手を出しませんから、やっぱり行政がそこはしっかり、どういうケアシステムをこれからつくっていくのかということは考えていただきたいというふうに思うんですが、そういうことが本当に、これも地方の財政力によって大きく違いが出てくる。住む町によってすごく介護サービスの中身が変わってくるということになったら、非常に深刻だと思うんです。ですから、今年度の介護保険事業計画の策定というのは、大変な僕は中身になるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、その辺についてお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 私のほうからは、前段の地域包括支援センターの関係も含めて、社会資源の関係についてお答えをさせていただきます。

本日、私、今後の高齢者福祉の中で、地域包括支援センターの機能の強化、いわゆる事務の強化を図っていかなければならない。その中で、地域包括支援センターの今後のことも含めて検討と言いました。確かに言いましたけれども、それがイコール民間ということは、まだその念頭にはございません。今、地域包括支援センターは本庁に1カ所、それから各それぞれに一宮、波賀、千種に支部を設けております。この体制でやっておりますので、いわゆる業務量がふえる、機能強化を果たす上で人的なことも含めてトータル的に、地域包括支援センターのあり方というのを考えていかなければならない。これは要支援の方々への対応が市事業になる、そのコーディネートをどうするかということにかかってきますので、それを含めてその包括のあり方というのを考えていかなければならないということで申し上げましたので、ちょっと誤解のないようにだけはお願いしたいなというふうに思います。

ですから、今からこの第6期、7期、8期と、順次介護保険の介護事業計画の推進するに当たって、今、大畑委員もおっしゃったような、社会資源をどう整備していくのか、それが大きな課題になってこようかと思っていますので、おっしゃるように、全てがこれまでどおり事業者でカバーができるのか、いや、いろんな例えばボランティア等も含めた中で考えていかなければならないのか、そこが大きな社会資源整備の柱になってくると私は思っていますので、そうなりますと、やはり地域

の方々の支援、協力という地域での、国は言ってますのが、地域包括ケアシステムとか言ってますけれども、この宍粟市の中でどこまで対応ができるのかという議論も当然やっていかなければならないと。ですから、この第6期、第7期、第8期と順次の中で、大きな課題を整理を順次していかなければならないのかなというふうには思っています。

あと、具体的なところについては担当のほうから申し上げます。

山下委員長 藤井高年・障害福祉課副課長。

藤井高年・障害福祉課副課長 失礼します。

今後、要支援の方が地域支援事業に移行になったときの財源ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

今、介護サービスがつくられたときの9割は保険で給付をされております。その9割については、国、県、市とか、あと1号、2号の保険料で賄われております。これ、地域支援事業、制度が変わった後につきましても、国、県、市、あと介護保険料の負担というのは同じ割合でありますので、団体によって負担能力が変わるということはありません。同じように国が25%の負担を持ちますし、県が12.5%を持つとかという公費の負担がありますので、財源としては変わらないという状況になります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっとおかしいなと僕は思いますよ。介護給付サービスから外すというふうに言ってるんでしょう、国は。ということは、保険から、今やったら45%、保険料から入ってますけれども、それは出ないでしょう。国県は何ぼまだ、制度が変わっても出すと思いますけれども、今、国が25と県が12.25ですか。それだけまるまる出すというふうには私は思えないと思うんですね。だから、保険料、まず45%の保険が対象にならないじゃないですか。だから、制度が変わってもこれまでどおり給付はあるというふうにおっしゃってるけど、それは違うと思うんですけど、私が間違ってますかね。

山下委員長 藤井高年・障害福祉課副課長。

藤井高年・障害福祉課副課長 今、保険制度、保険の給付費という形で給付はされています。国、県の負担が同じ、今、率であるんですけども、これが切りかえになりますと、保険給付ではなくなります。それで、地域支援事業という枠組みになるんですけども、地域支援事業におきましても、国、県、それから保険料の負担というのは同じ割合でありますので、保険の給付費ではないんですけども、地域

支援事業費ということで、国、県と同じ割合で負担していただきますので、財源としては同じ国、県から出ます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そうということですか。全くじゃあ心配は要らないというふうに解釈していいですか。

先ほど部長は、今後の制度改革にあわせて、いわゆる社会資源をどうつくっていくか、ボランティアも含めて考えていかなあかんって、私はそういう方向だろうなと思ってたんですが、全くその保険料から出なくても、ほかの支援制度から出るから、全体の枠としては全く問題ないですよというふうな、今、藤井さんの答弁であれば、切り離されても、財政的には心配ないじゃないですか、それやったら。そしてたら民間だって十分やっていきますよ。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 具体的な制度設計がまだ出てきておりませんので、この要支援の部分のトータルの予算枠、枠についてはどうしようかというところまでは、私は聞いております。ただ、それをどういうふうに構築していくのかなというのは、まだ出てきておりませんので、そこまで本日でお答えはちょっとできないと思っています。当然、この制度改正の中で、各地方公共市町村の中でばらつきが出るのではないかという懸念もございますので、その部分はないようにというのをするためのガイドラインというのを国は示すということは聞いておりますので、その中でどういうガイドラインの中身と、それから国の制度設計を見た上で、市としてどう対応できるのか、それが今からの検討課題だと僕は思っています。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 これ以上、まだ制度が決まってない段階での議論はやめておきますので、また今後お願いしたいというふうに思いますが、私がちょっと心配なのは、やっぱり民間事業、これまでどおりの介護保険給付による事業運営が難しくなるだろうというふうに思ってましたので、やはりボランティアでありますとか、NPOでありますとか、そういう社会資源を準備してかからないと成り立っていかないんじゃないかなという思いがあったんですね。ですから、そういうふうにならないうちに変わってからそういうものをつくっていくんや言うても、なかなか一朝一夕にできるものではありませんから、やっぱり26年度はそういう資源をつくるための手だてみたいなのが要るのではないかなというふうに考えております。また検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか、その辺について。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 この間、御答弁もさせていただきました。当然いろんな課題がある、社会資源も含めて考えていかなければならないというふうなことも申し上げておりますので、今後の介護保険事業、6期で全てが完了するとは思っていません。7期、8期と順次続くものと、そういう想定の中で対応をしていかなければならないというふうに考えています。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 あと違う質問を3つさせていただきます。すみません。

1つは、健康しそう21をつくられておりますが、先ほども言いましたけれども、基本データ、僕はよく分析をされて出てきていると思うんですが、ちょっと計画書の見せ方として下手やなど、もっとグラフを使うとか、いろんなことしないと、数字だけばーっと並べてみたって、なかなかどういう特徴があらわれているのかというのがわかりづらいなと思うので、やっぱりグラフ化みたいなことをもっと検討してほしいです。これはごめんなさいね。注文ですけど。

中で、1つだけ僕は、今後この基礎データをもとにどういうふうに健康づくりをやっていくのかという方針とか目標のところ、ライフステージが宍粟市の場合は、区分が、ライフステージの区分が4つしかされていない。国が示しているライフステージは6段階ありますね。ですから、ちょっと段階が荒っぽ過ぎるんじゃないかなというふうに思います。例えば6歳、19歳のところ、6歳と19歳ではすごく体力的にも違いますし、健康づくりの中身についても非常に違いがあるというふうに思いますので、この辺をもう少し細分化せなあかんのじゃないかなと思うのと、もう一方の階層は、20歳から64歳と書いてあるんですね。これも相当ちょっと、大ぐくりし過ぎている嫌いがありますので、この辺ももう少し、2つの区分は、今言いました2つの区分は4区分ぐらいにして、国が示しているようなライフステージ6階層で今後の計画をしてほしいなというふうには思います。あとでちょっとまとめて答弁ください。

それから、人権意識調査のことにつきましてお伺いしますが、本年度調査をされる。これはもう一方で、人権施策推進計画の見直しというものも予算に上がっております。これはその施策の見直しの基礎データとして人権意識調査をされるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたい。その基礎資料になるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それからもう1点、消費者行政の関係ですけれども、その目標のところ、今、その被害に対する救済、それから未然防止というところで非常に頑張っていると思うんですが、ほかの産業部とか企画総務部のところで私、申し上げたんですけれども、今、市が地産地消の施策をつくり上げていたり、いわゆる環境施策を推進していたりということに取り組んでいる。問題はその消費行動を、消費者の意識をその方向に向けないといけない。地産地消であれば地消が進むような消費行動に変えていかなければならないという、そういうところでの消費者教育というのが必要になるということをお訴えさせていただいておるんですね。国もその消費者市民社会をつくっていくんだと。地域に貢献できる消費者あるいは社会にとって地球環境に優しいものであったり、それから循環型社会を目指すような消費みたいなね。そういうその消費者市民をつくろうという、消費者教育がちょっと考えられていないと、ことしの予算の中では。ですから、そういう被害救済の面も、もちろん大事ですけれども、もう一方で消費者教育のほうにも力点をいただきたいという、この今3点、すいませんが、御答弁いただきたいと思います。

山下委員長 山田次長兼市民相談センター課長

山田次長兼市民相談センター課長 失礼します。

今、大畑委員さんの御質問なんですけれども、市民人権意識調査事業につきましては、宍粟市の部の独自資料の25ページに目的と内容を書いているとおりで、このことにつきましては、ここに書いてあることは説明いたしません、御承知のとおり、平成16年に山崎町で実施、それから21年に宍粟市で実施、5年ごとに実施するというので、今回26年度で実施ということで計画いたしております。

それと、その後言われました人権意識調査じゃなしに、その後の推進計画を、来年27年度において策定予定なんですけれども、その人権、その事前調査ということで予算を計上いたしております。これは大畑委員も御承知のとおり、委員さんになられてもそこで一足飛びに協議を願うよりも、前もって研修を受けていただいて、その研修をもとに27年度、計画につけたらいいなというようなことで、事前の研修ということで予算計上をさせていただいておるような状況でございます。

それと、消費者行政推進事業、これも大畑委員さんの言われたとおり、消費者教育をどうするのかと言いますと、これは金額は20万というようなことで、少ないわけなんですけれども、消費者協会、23年に設立いたしました消費者協会を中心に、今言われたようなことを消費者協会を中心にやっておる次第でございます。このことにつきましても、必要とあらば、また補正予算でもそれらのことをやってみる必

要もあるのかなというようなことも考えておる次第ですが、現在のところは現状の20万の予算措置ということで進めております。

以上です。

山下委員長 中野健康増進課長。

中野健康増進課長 ライフステージにつきましては、国のものと6分類のものを4分類にしました。それにつきましては、この計画につきましては、保健福祉推進委員会の健康づくり部会というところで去年の7月以降議論をしていただいております、その中で余りいろんな議論をしていただいた結果、こういう区分にさせていただきました。理由は、余り細かい区分というのもちょっと内容が細かくなり過ぎてわかりにくいだらうという判断をしていただいたのと、それから青年期、壮年期というのは20歳から64歳までひとまとめにしておりますが、この部分は広く社会で働いておられる現役世代の方が多いので、青年期、壮年期とって区分をしませんでした。学童と思春期についても、まだ社会に入る前の学童期と言うか、学んでおられる時期の方が多いということで、少し健康という意味では連続性があるので、余り細かい区分をしないということで協議をさせていただいて、わざと6区分を4区分にした経緯がありますので、今回の計画については、既に計画策定の委員会が昨日最終の分を終わっておりますので、パブリック・コメントの結果を受けた最終の委員会が昨日終わっておりますので、ライフステージについてはこのままさせていただきます。

それと、見せ方が下手やというのは、最初から御指摘を受けておまして、実は細かい数字をもう少し集約しようかという意見もあったんですけども、今回、わざと17年以降の細かい数値をそのまま使っております。合併したときが平成17年で、保健衛生の統計というのが、国勢調査の年ごとに細かいものが、市町のレベルでは集約できない統計が国、県から示されますので、今回17年と22年の国勢調査を使った統計データがいろいろ示されたこともありますので、合併した後の状況を比較という意味もありまして、少し数値を羅列した状況ですけど、それをそのまま載せていただくことにしました。もう少しダイジェスト版をつくって、これ、このままでは市民の方に見ていただくのに非常に見にくいものですので、ダイジェスト版をつくる予定にしております。

現在お配りして、案の段階のものをお配りしていると思います。29ページに取り組みの概要を1枚にしたものを、お持ちかどうかわからないんですけども、29ページというのをつくって取り組みの概要を1枚にまとめたものと、それから年度年

度に何を主に、5年間の計画ですので、年度の特に重点に取り組むことを概要として、毎年ちょっとまとめをする予定で、昨日の委員会で、26年度に特に取り組むことを議論していただいておりますので、そのように運営をこの健康しそう21を使って事業を組み立てていきたいと思っております。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 健康しそう、もう既にでき上がっていますから、今さらというところはありますけれども、やっぱりその今言いました階層の部分というのは、栄養や食生活分野でも違いがあると思いますし、それからまた次の分野の身体活動、運動分野なんかにしても大きく違いがあると思うんですね。我々も、もう高齢者のほうに向かっているわけですから、もう20歳なんかとは全然やる目標が変わってきますから、そういう意味で、計画はこういう区分だとしても、やっぱりこれからの評価していく段階では、少し細かく見ていっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、意識調査については、事前の研修というふうにおっしゃいました。これは来年度つくられる推進計画の基礎資料という考え方でよろしいんですか。

山下委員長 山田次長兼市民相談センター課長

山田次長兼市民相談センター課長 失礼します。

それもありますけれども、やはり委員さんの策定、来年、人権推進計画を策定するに当たり、委員さんの質のアップというようなことも兼ねまして、事前研修をしていただくというようなことでことは取り組みたいことと思っております。一応3回程度、研修会なりを開きたいというようなことで、予算計上させていただいております。

山下委員長 世良健康福祉部次長。

世良健康福祉部次長 失礼いたします。

先ほどの大畑委員の質問の中でございました今年度の計画につきましてですけれども、人権施策推進計画を来年度実施するわけですけれども、ことしの予算に計上させていただきましたのは、来年度、計画を立てるに当たりまして、策定委員さんをことし中に選定させていただいて、その選定委員さんに人権に対する知識とかそういうものを学習していただいて、その上で来年度計画を立てていただくという思いの中で、ことしその研修費的なものを計上させていただきました。

それと、先ほど山田課長のほうから答弁がありましたですけれども、ことしの人

権意識の調査なんですけれども、この分につきましては、今までの人権施策を推進してきた中での実績とか、そういう計画等を啓発等をやってきた中の部分で、市民の人にどれだけ浸透して成果が上がってきたかという結果を見ていきたいという中の思いで意識調査を実施させていただこうと思っております。

それと、人権施策推進計画につきましては、意識調査とは別の考え方で策定していきたいなというふうに思っております。当然、大きな柱として推進施策をつくりますので、その中で啓発等を進めていく中に、その調査結果の中でのある程度の成果の部分とか、当然こういう部分も柱として入れていかないとだめだという部分については、推進施策のほうに反映させていきたいなというふうに思っております。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。そうですね。意識調査のほうはいわゆる教育啓発に係る部分にウェイトがありますから、人権施策というのはもっとそれ以外の部分を含みますから、そういうことは了解いたしました。

それと、消費者教育のところ、山田次長は消費者協会の20万で対応するというふうにおっしゃいましたが、それは丸投げしたらだめやと思います。消費者協会の20万はそれだけのために払っているものではないというふうに思いますし、市がやっぱり教育、今回も予算上がってますから、補正予算云々じゃなくて、現況の予算の中で、教育の進め方を少し、今私が申し上げたような方向に内容、プログラムなんかを変えていってほしいなというふうに思うんです。被害対策のところにも、もちろん使わないかんのでしょけれど、やはり消費者市民をつくっていくという教育は非常に重要やと思いますので、そちらにもシフトしていただきたいということなんですが、もう一度お願いいたします。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 消費の行政、市でも担当しております。今、いろんな出前講座等々、いろんな方面の中で、やはり安全安心という中での消費活動を積極的に周知、PRをしておりますので、その中での対応がいろんな講座内容とか、そこら辺のことで多くの機会を設けながら啓発ができるのかなというふうには思います。

消費者協会は協会としての役割もございますので、タイアップをするところはタイアップをして、それぞれ今、おっしゃったように、地域の消費、地域の産物が一番、そこに安全安心がつながりますので、そんなことも含めて、消費の全般で周知活動を行っていききたいとは思っています。

以上です。

山下委員長 よろしいですか。

それでは、続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

稲田委員。

稲田委員 外出支援のことでお伺いしたいことがあるんですが、49ページ、今年度利用者が1,350人ということで、平成25年12月には現在939人の登録利用者ですね。1,350人になったのはその療育B1の今102名と、精神2級の94名がプラスされてその人数の見込みであるのかということと、26年度で制度の見直しを含め、対象者を狭めるとほかの公共交通やほかの受け皿がないまま、外出の手段を失う者があるためと、公共交通全体の見直しとあわせて、対象者の見直しを行うとのことなんですが、この間の副市長の話で、平成26年度上半期に制度をほぼ見直して、28年度を目標にということだったんですが、これ来年度にまた予算で、26年度で対象者を狭めるとか、27年度で変わったままというふうなことにはならないですか。

山下委員長 立花高年・障害福祉課長。

立花高年・障害福祉課長 利用者、対象者の伸びは、今、委員言われるとおり、療育手帳B1の約100人であるとか、精神障害保健福祉手帳の対象者90何人というのを含んでおります。年々、表を見ていただいたら、利用者数が伸びております。例えば22年度でありますと608人、それから23年度、680人、24年度、908人、今現在でも1,000人近くになっておりますので、そういう自然増も含めて対象者としてはみております。

それから、公共交通の充実、今も25年度についてもいろいろと議論をしてきたわけですがけれども、いろんな準備期間、それから公共交通の事業者の理解であるとか、いろんなところもありますので、副市長が言いましたように、27年に何とか試行的なことができればいいなということで、28年から本格実施という方向になっております。外出支援につきましては、やはり公共交通の充実にあわせて、対象者であるとか、目的であるとか、そういうところは見直しをしていかなあかなということ、27年度に大きく変える予定ではございません。ただ、御指摘のとおり、予算であります伸びは当然このことよっての伸びが抑えられるとは考えておりませんので、27年度については当然自然増も含めまして、予算のほうも伸びていると考えております。

以上です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 各部局で公共交通について取り組まれておる、またそれと公共交通審議会でも取り組まれると思うんですけども、公共交通審議会の中の内訳って、どういう形になっていきますか。副市長が座長ということで。メンバーのほうはわかりませんか。

先日、きのうですか、被災地のテレビを見ていましたら、年金8万円ぐらいの自治会長の方が、公用車とか借りてボランティアで送迎をされているんですね。今考えるのは、何でこういう金額のふえたかというのは、やはり西播磨とこの福祉有償運営協議会であるとか、タクシー業者とのやっぱり競争意識の欠如というか、その金額がもう言い値であると。やはりその、別にタクシー業者を圧迫したりするつもりはないんですが、やはり地域の中からそういう、例えばシルバーの方であるとか、免許を返納された方の車を利用して、白タクは無理なんで、市のほうが福祉のチケットを販売するというような形で、例えば今言うた250円でも300円でもいいんですが、販売するような形でそういうシルバーの方をお願いする方向というのは難しいんですかね。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 現在もいろんな運行形態があります。例えばおもいやり号、一宮のほうでおもいやり号とかそういうのもありますし、それから波賀ではスクールバスを利用するというところもあります。どういう形がいいのかも含めて、1つの公共交通の1つの制度で全てが賄えるかということ、なかなかそうもいかないだろうと。この前の本会議でもありましたように、幹線、それから次の基幹になる路線と、それからあとその枝線の大きく3つに分けてというふうな考え方もございますので、それに一番合った方法を全体として構築をしていくということで進む予定でありますので、今言われたのも1つの手法と言いますか、方法ではありますけれども、それが全てのところになるかどうかというのはまた別でありますので、今後、いろんな意見を聞きながら対応していきたいというふうには思います。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 先ほどメンバーのことをお聞きして把握されてない、もちろん把握されてないのが正しいのかどうかというよりも、やっぱり全ての部局にかかわることなんで、その内訳というか、本当に有識者だけでされているのか、地域の方が入られているのか、また業者というか、その方も入られているのかというのは、物すごく大事な問題やと思うんですね。僕も素人ながらに、2、3声かけると、やはり反応があるんですよ。うちの車があいてるから使ってくれたらいいとか、それからうち

の施設の車、そういう僕らが動いても出るような答えが、その公共交通審議会でなされておるのかどうかもわからんのですけれども、やはりその本気になって取り組まんと、この全体の中で抜粋された人がちょっとやったようなことで解決するような問題じゃないと思うんですね。もちろん議会も含めてそれを議員同士でも考えていかなあかんと思ってるんですが、ちょっとその片手間でできるようなことじゃないと思うので、専属の人がいらっしゃるのかどうかわからんのですけれども、本当に腰据えていかんと、この問題、多分1年、2年で解決する問題じゃないと思うので、枝線、幹線、いろんな問題があると思いますけれども、その部局ごとにばらばらの議論をするんじゃないで、全体でやはり議論をしていかないと、僕はもう全ての部にかかわることやと思ってるので、付託が総務であるとかそういうことを関係なしにして、やはり3つの委員会で議論していかなあかんことやとこちらは思ってるんですけど、こちらというか、僕は思ってるんですけれども、当局のほうの考えとしては、やはり公共交通審議会に任せとったらいいいというふうな考え方ですかね。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 公共交通の審議会は審議会として、今、現存の制度の中でありますので、それはその所管の内容について審議はされています。稲田委員おっしゃいましたように、今現在この外出支援福祉制度の外出支援サービスの見直しと含めて、いわゆる公共交通の整備というのを考えていかなあかんということで、今回、福祉の外出支援サービスについては、将来目標というのを一応決定をしております。指標については、今からいろいろ御意見の中で議論していくんですけれども、これは福祉サイドだけが将来目標を決定したわけじゃなしに、市全体のいわゆる交通体系も含めて考えていこうということで、今、企画総務部を中心に、外出支援を担当する私とこの健康福祉部、それから公共交通を担当するまちづくり推進部、その主要な3部が寄った中で、当然トップは副市長ですけれども、寄った中で、将来の宍粟市のことを考えておりますので、今、初めて外出支援の将来目標を掲げさせていただいたというのは、いわゆる市としての政策の決定をお示しをさせていただいたと、それに向かって、あとどういうふうな交通体系を構築していくのかということで進めていくことになりますので、全然今ばらばらでやっているのじゃなしに、おっしゃいましたように、一緒になってやっているつもりですけれども、まだ引き続きいいもの、手法については今からいろいろと意見聞いていいものにはしていきたいと思えます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 今、1億1,000万余りの予算が、今度将来的には2,700万ほどに抑えたいという、かなりのこれ圧縮やと思うんですね。対象者はふえていって、また余暇活動とか、この間の一般質問でもさせてもらったように、福祉と介護が一緒になっている制度自体にもちょっと疑問を感じるんですが、それを差し引いても、やはりこの2,700万というのはすごい難しいことやと思うんですが、やはり業者にとっても私益があるような、民業圧迫じゃなくて、やはり民間の中からそういう声が出てくるような、ボランティアだけじゃなくて、それが新たな雇用につながる場合もあると思いますので、できたらその地域の、地域でできることは地域でという部分も視野に入れて、できたら地域の方でそういう制度を立ち上げるような自治会があってもいいのかなとも思うんですけれども、やはりその旧町内とかいうよりも、もう全般的に見ると、北部のほうのその公共交通の未整備というのはやはり問題になっていると思うので、それがもう過疎化につながったり、もう全てのことに影響してきていると思うので、できるだけ本腰入れてやっていただきたいと思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 担当の委員会のほうにも資料としてお示ししましたように、その事業を誰が運行するのかということにつきましては、今後十分検討ということでの表記でとどめさせていただいておりますので、それからあと、利用料金も含めてです。いろいろと検討も重ねていきますので、また御意見いただけたらなと思います。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 外出支援サービスのところで、私も予算質疑のところで幾つか意見を言わせていただいているんですが、ちょっと理解できていないので、ちょっと教えていただきたいんですけれども、要介護高齢者の部分と、いわゆる障がいのある方が混同した制度になってまして、制度設計としても障害者の外出支援のガイドヘルプの部分と、こういう要介護者の外出支援サービスのところについては、制度設計を切り離すことはできないんですかと、いつも私、言ってるんですけれども、副市長の答弁は、一緒の制度の中で利用目的のところに区分を設けたりして考えていきますというふうな答弁、この間しておられたと思うんですが、これ、切り離せないのは何か原因があるんですかね。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 本会議の中でも、予算質疑の中でお答えはさせていただきました。今、将来目標の中で考えているのは、現行制度、現行制度と言うとおかしいですね。現行制度を見直す中で対応していこうと。ですから、高齢者の方の外出支援、障害者の方の外出支援という別々の制度ではなしに、いわゆる外出支援サービスということで考えていこうということで思っています。ただ、行き先についてはもっと広げて、社会参加であったりとか、買い物であったりとか、当然そういうことも必要でございますので、それも含めて今後検討を考えておるということで答弁させていただきました。

ただ、これが絶対的かどうかというところの議論になりますと、今からいろんな関係者やいろんな団体等も、いろいろ意見も聞くことになりますので、どういう方向になるか、それが切り離すのがより一番ベストであるならばそうなるでしょうし、いやいや、この今のこの制度、一緒に運行で十分対応できるというのであれば、そのことになると思いますので、今後、意見も聞きながら進めていくと。

それからあと、この外出支援とガイドヘルプの関係については、担当のほうから。そこまではよろしいですか。

山下委員長 立花高年・障害福祉課長。

立花高年・障害福祉課長 申しわけないんですけども、ガイドヘルプのところの詳細を、ちょっと僕がよう理解してないんで、ちょっとようお答えをしません。また確認をして、またおつなぎをさせていただきたいと思います。

それから、外出支援のところ、今、部長が言うたとおりなんですけれども、人工透析、これについてはやっぱり別制度と言いますか、今、乗り合いをするとか、いろんな形を、病院から自宅、自宅から病院なんで、そういうふうな形で、ルートであるとか、例えば月水金、火木土とかいうふうな利用をされている方に、そういうふうな病院からのスタート、家から病院へということでの対応ということで、病院で実施するか、それは別として、そういう形で別の制度で考えていくという、そういう検討は今されておりますので、やっぱり効率よく乗り合わせをしていただいて、同じ方向面に走っていくというような形で進んでおります。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 私もそういう別の制度で、障がいのある方を考える必要があるんじゃないですかということ言ってるんです。分離という言葉はよくないのかもわからないんですけども。現実、今の外出支援サービスの利用のところで見ましたら、

あるいは登録のところで見ましたら、障がいのある方はほとんど登録されてないし、利用回数も全くゼロに近いじゃないですか。だから、混同して両方がこの1つの制度設計の中に入っていることに矛盾が既に僕はあると思ってるんです。だから、障がいの方は常に病院に行くわけではないんです。やっぱり社会参加とか、いろんな地域でのイベントのことに出かけたいというニーズがあるわけですね。そういうことがガイドヘルプサービスとして、何か別に準備をされる必要があるんじゃないですかと。そこを切り離して、そして要介護のところは本来の外出の困難者というところで、これも、もっともっと限定をしていかないと、すごく僕は過剰サービスをされているような気がするんです。このサービスを利用している方としていない人との差があり過ぎるといふふうに僕は思ってるんですね。だから、その1つの制度にすることによって、これも対象の中に入れなければいけない、こっちも入れなければいけないということで、どんどん膨らんでしまって、先ほど稲田委員もおっしゃったように、実際減らしていかなあかんと思いつながら、本当に減らせるんですかという、そういうところに陥ってしまうんじゃないかなというふうな気がするんです。

要介護の方々の外出支援にしても、ほかの自治体のところを全てを把握してるわけじゃないですけども、もっともっと厳しく利用者を限定してますね。でもうちはもう本当に、みなしも含めて、本当にこのサービスが、この点については行き届いているなという気がするんです。だから、そういう意味で、もう1回、この制度の本来のものが、目的に合ったところにピンポイントで当たっていくようにすることで、もう少し効率化が図れるんじゃないかなということと、その利用者が本当の意味での真の利用者がふえるんじゃないかなという思いがあるんですよ。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おっしゃるとおり、実績から言いますと、障害者の方の利用は少ないです。これまでは25年度までは重度の方を対象にしておりましたので、なかなか重度の方が外出するというのは非常に困難でございますので、実績としては少ない。ですから、26年度については、B1とそれから精神2級、これはこの方々を対象にさせていただいて、利用がしやすいように、外出ができるように対応をとらせていただきました。

それと、おっしゃいますように、障害者の方は症状固定でなかなか病院へ行く機会もそんなにないんだという方もおられます。どっちかという買い物とか社会参加、イベントにも参加したいということも含めまして、将来目標の中でそういう生

き先についてもやっぱり見直していこうということ掲げました。

ただ、いわゆる高齢者の方も、そしたら買い物とか社会参加が要らないのかというと、そうではございませんので、それも含めてそういう買い物、社会参加の部分も拡大していこうということにしていますので、ただそのおっしゃいましたように、やっぱりちょっとニーズが違うだろうというところは当然ありますので、それは今後十分意見も聞きながら、よりよいものにはしていきたい。ただ、いろんな制度を多く多く持つというのも、1つ課題もございますので、そこもトータル、総合的には考えていかなければならないのかなと思っています。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 わかるんですけどね。全てを網羅する外出支援サービスをつくる必要があったのかどうかということなんです。その何が言いたいかと言いますと、障害者の社会参加や買い物については別制度でというのは、私は高齢者もそれは買い物に行きたいですよ。でも、もともと始まったのは、病院とかそういう医療機関へ結ぶための外出支援サービスとして始まったわけですから、今度同じ制度設計の中にいったら、それは買い物もどんどん行きたいですよ。だから、もっと膨らみますよと言ってるんです。どんどん利用されますよ。だから、本当に要支援1、2、みなしぐらいの方が、これはもうタクシーで買い物行けたら便利やと、どんどん行かれると思うんですよ。だから、膨らんで膨らんでいくと思うんです。だから、本来、もともと制度をスタートさせたときの所期の目的にもう1回返って、どこをサービスすべきなのかと、福祉のとことして。そういうことをやっぱり考える必要があるんじゃないでしょうか。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 おっしゃることも課題であります。ですから、大幅な見直し、いわゆる対象者を絞るとか、それから外出制限、いろんな今回初めて大幅な見直しの提案をさせていただいていますので、その中で今後議論が続いていくのかなと思います。

それと、特に高齢者の場合は、いわゆる介護保険制度の見直しによって、要支援の方々が市事業に移行します。そういうことによって、やはり今、議論してきましたように、社会資源の問題が出てきますので、その中でどうほかの、ただ当然高齢者の方、おひとり暮らし、高齢者夫婦の2人暮らしというのがだんだん多くなっていきますので、そういう方々の買い物とか、例えば家の修繕とか、そういうのはどうするんだということも大きな今後の課題になりますので、そんなこともトータルの

に含めて考えていくべきかなとも思っていますので、おっしゃるとおり、いやもうこれで絶対いくという将来目標でなしに、またいろんな今後の検討課題とか十分検討するとかいうことをしてますので、これは当委員会の、所管の委員会のほうでもお願いしたんですけれども、今後いろんな御意見もいただきながら、いいものをつくっていきたいというふうに思っていますので、別にどうでも固守しておるわけはありません。ただ、今の制度を見直す目標として、こうということで提案させていただいていますので、お願いします。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 私は固辞してるんです。やっぱり高齢者の部分の要介護のところの買い物サービスのところまで提供することについては、ちょっとこだわっています。

一方で、今も先ほどありました。地域でどういう社会資源を用意するかということで、地域の中でのお助けということで買い物支援があったりということで、お互いに地域で助け合っていくというところの、そういう取り組みが膨らんでいかなあかんじゃないですか、これから。そういうものもこの外出支援サービスが受け持ってしまうと、そういう資源は育たなくなります。

それからもう一方で、移動販売車、市は商工のほうで補助金出して買い物難民と言われる人たちに対する買い物支援に使ってもらおうというふうな制度を持っています。そういうものもだんだん縮小します。要らなくなります。だから、そういうところ、本当に全体をとらまえて、どうあるべきなのかということのを僕は考えていただきたいという思いなんです。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 ですから、再々言いますけれども、まだ引き続きいろんな意見を聞きながら、いいものに仕上げていくということでのきょうの回答とはさせていただきます。

以上です。

山下委員長 それでは、福嶋委員。

福嶋委員 今も出ておりましたが、外出支援サービスについては、これは現市長の福元市長が企画課長のときに外出支援サービスというのが山崎町で初めてでき上がったものだと思うんですね。その当時は、高齢者80歳以上、そして障がいを持たれている方というふうなことで、外出支援サービスが始まったと思うんです。やはりいろいろと今、もう答弁は必要ないんですが、いろいろなことを言われてますので、やはり広範囲にわたって、地域も含めた中での広範囲ないわゆる支援というか、そ

ういう外出に困難な方のサービスをしていただくというふうなことを今後、いろいろと財源の問題もありますからね。やはりそういったことを考えていただきたいと、外出支援についてはそういうふうに思います。

それから、先ほど来出ています要支援の制度がなくなるという、このことについては、いろいろと介護従事者であったり、やはり介護の事業者であったり、あるいは一般の方とかいろいろな方と話をするんですがね。今後ますます要介護の方がふえてくるんじゃないかと。そうしたときに、施設の問題とかいろいろな問題が起きてくると。やはりそのこのところをどういうふうにしていくんだと。やはりこれについても、やはり先ほど来言っておられるような地域包括支援というか、地域の包括ケアというのか、やはり先ほど部長が言われた、宍粟市の中でどこまでできるかわからんけどというような言い方をされたんですが、そうではなくて、やはりもうこれについてはしっかりとやっていきますよというものでやっていかないと、今後、いわゆる要支援で立ち直れた方が、それが立ち直れないで要介護になってしまうという考え方が私の聞くところでは多いのでね。やはりそういったところを含めて、今度考えていただきたいというふうに、こういうふうに思いますが。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 委員おっしゃるとおり、今から高齢者の介護制度の見直しの中で、いろいろと市の事業も構築していかなければなりませんので、私が市内でどこまでできるかという話をさせていただいたのは、当然社会資源のこともございます。どこが受け持つのか、受け皿という言葉が正しいかどうかはちょっとわからんのですけれども、全て施設のことも含めて、全てが賄えるのか、賄っていかなければならないのか、いやいや、もう少し西播磨のそういう圏域の中で考えるべきなのかという、そういうことも含めて議論していかなければなりませんので、そういう意味合いで市内でどこまでできるのかということで表現させていただきましたので、御了解いただけたらなと思います。

いずれにしても、新たな市の事業の掘り起こし、それからその担っていただく方々、市が受け持つ部分と、地域の中ではどうしても受け持ってもらわなければならない、そんなことも出てくる可能性もございますので、そんなことも含めていると協議をさせていただきたいと思っています。

以上です。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 その点について、やはりしっかり市とやっていただきたいと思っています。

それから、社会福祉協議会ですけれどもね。やはりこれについても、事業の種類が多いとか、しっかりやっけていただいているんだろと思うんですけども、やはり全体的な母体というものが大きいというのか、わからない部分というのがたくさんあるんですよ。これは私の不勉強かもわからないんですけども、健康福祉部として、十分その辺、把握されているのかどうか。

山下委員長 志水社会福祉課長。

志水社会福祉課長 社会福祉協議会の理事と評議員には、次長なり私が出ているような報告等、また決定事項には参画させていただいております。社協さんも非常に業務が幅広うございますので、介護から地域福祉等いろいろありますので、市が本来したいのにできない部分を非常にカバーして、公助、自助、共助、互助の部分は非常に助けていただいておりますので、補助金も交付しておりますので、そこはそれなりの成果も期待しながら、今後は十分連携をとって地域福祉を推進したいと思っています。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 いろいろとその事業内容について、大分以前ですが、そういう会議とか、やっぱりそういったことの話をしたこともあるんですが、やはりこちらから、役所から出している部分のいわゆる人件費ですね。その分についてはしっかりとやりますけれども、それ以外のことについては余りはっきり教えてくれないというのが現実だったもんですからね。やはりその辺、しっかり、これは町の声でもありますので、しっかりと、どう言うのか、社会福祉というのはいわゆる利用者ができるだけ満足していただくということにあるんだろと思うんですね。基本的な考え方という中では。やはりそこをやっていただかないと、本来。私が見えてこないのか、ほかの人もそれが見えないのかわからないんですけども、その辺のところももうひとつはっきりしないので、その辺をしっかりと把握していただきたいというふうに思います。

山下委員長 浅田健康福祉部長。

浅田健康福祉部長 社会福祉協議会もそれぞれ社協の広報等で、それぞれ事業内容についても市民の皆さんに公表をしてお示しをしているところではあるんですけども、なかなかいわゆる会計の関係になりますと難しいところもございます。そんなところも当然、市としては人件費補助も出しております。それから事業については、いろんな給付費とかそんな関係もございますので、市の内部では十分中も、事業内容もチェックして、決算の状況も踏まえて今後ともやっていきます。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 本当に市民のためのものなんですからね。やっぱり一步踏み込んでいただいて、十分にやっていただきたいと思います。答弁はいいです。終わります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 診療所の事務長さんもおみえになっているので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、特別会計のことで、これは診療報酬が2,500万円ほど減収になってるんですけども、これは当初予算との比較、25年度の。実績もそれは加味されておるのかどうか知りませんが、なぜこれくらい減ったのか。千種の診療所の先生が1名減るということで、総務費の人件費等の絡みのところはわかるんですけども、その関係で減ったのか、単純に25年度、低くとか高くとか見誤ったんだとか、その辺、いかがでしょうか。

山下委員長 長田千種診療所事務長。

長田千種診療所事務長 失礼します。

やはり、今までの実績等を勘案する中で、それを予算に反映したという思いが強い今回の予算となっております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 まあ、自然減という考え方でよろしいですね。

山下委員長 長田千種診療所事務長。

長田千種診療所事務長 そうです。人口のほうも当然1年間で何百人ずつ減っておりますして、3,300人を切っております。合併当初であれば4,000人近かった。そういうことも起因しております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 わかりました。

それから、介護保険の特別会計にちょっとお尋ねしたいんですけども、この会計も私、ちらっと見たら、物すごく厳しい状況ではないかなという気がするんです。

というのは、介護保険料がこれ7,800余の増があるんですけども、当然税率の改正は3年間できないということで、一番最終年度であるので、これ7,800万というのは、本当にこのしっかり積算されたというのか、高齢者が、高齢化率がふえるということで、加入者と言うんですか、65歳以上の方が、65歳になる方がごつつふえたでこうなるんですよという、その辺、ちょっとお聞きしたいのと。特に基金も4,400万ほど今回繰り入れされることになってるんですけども、この基金も全額繰り入れされているようでございます。

それから、保険料は今言いましたように7,800万ふえるというようなことで、その辺、ちょっとどのように分析されているのか、お答え願いたいんですけども。積算の根拠と言いますか、よろしく申し上げます。

山下委員長 藤井高年・障害福祉課副課長。

藤井高年・障害福祉課副課長 介護会計の歳出で保険給付のほうなんですけれども、ここ過去の伸びを勘案しまして、26年度の金額を見込んでおります。

伸びる要因としましては、当然加入者、被保険者の増とかいうことはあります。

あと、基金ですけれども、基金は残額全額の繰り入れを予定しております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 もう1点確認ですけれども、7,800万は歳入結果増ですけれども、合計では7億何ぼですか、7億5,000万余りの収入になるんですけれども、これが歳入欠陥とか、そういうことはないでしょうかね。

山下委員長 藤井高年・障害福祉課副課長。

藤井高年・障害福祉課副課長 歳入につきましては、基金全額繰り入れなんですけれども、予算上、若干不足をする見込みです。その分につきましては、市債の発行ということで、不足分5,240万円の不足分見込まれますので、その分を市債ということで上げさせていただいております。

山下委員長 それでは、続いて、質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

山下委員長 それでは、質疑がありませんので、これで質疑を終了いたします。

これで、健康福祉部に対する審査は終了いたします。

皆様、御苦労さまでした。

ここで休憩をいたします。

午後1時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

山下委員長 それでは、午後1時になりましたので、委員会を再開いたします。

教育委員会の説明に入る前に、説明職員の方をお願いをいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いいたします。着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。

事務局より、マイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

それでは、教育委員会に係る審査を始めます。

資料につきましては、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

岡崎部長。

岡崎教育部長 連日の審査、御苦労さまでございます。午後ということで、教育委員会でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

まず、概要だけ簡単に御説明申し上げて、あと本日追加配付をしております予算特別委員会資料につきましては、この後、次長のほうから簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、26年度の教育関係の予算でございますが、30億3,000万余りで、前年度に比較して51%余りの増加となっております。主な要因はやはり学校施設の改修でありますとか、幼保一元化施設等々を予算計上させていただいております。いずれも市民生活に直結した重要な課題であるというふうに、こういうふうにとらえております。何より、また市民の皆さんとの対話を重視をしながら、積極的に各種の事業を進めてまいりたいなと思っております。

この後、資料を御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

山下委員長 榎谷教育部次長。

榎谷教育部次長 教育部、榎谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど部長が申し上げましたとおり、別添でお配りしております予算特別委員会資料につきまして、御説明したいと思います。

1枚めくっていただきましたら目次がございますので、それぞれ見ていただきまして、資料1から教育総務課の資料でございます。

それでは、資料1、1ページでございますが、26年度の宍粟市学校園の見込み一覧表でございます。上段が中学校ということで、1,260人でございます。三土中学校は除いております。

その下、小学校、菅野小学校と土万小学校が統合になりますので、山崎西小学校、新たな小学校としてスタートいたします。山崎西小学校は142名になります。

それから、後ほど学校規模適正化、幼保のほうの状況で見ていただいたらと思いますが、今、学校規模のほうでは、一宮南中学校区、神戸、染河内の小学校が今、委員会のほうで方向が出まして、今、学校、地域のほうの説明に入っております、

そういう状況になっております。それから、一宮北中学校区については、下三方小学校、三方小学校、繁盛小学校、これもできるだけ28年4月の統合を目指しまして、学校規模適正化の協議会のほうに入らせていただいております。それから、波賀、野原、道谷小学校でございます。波賀中学校区につきましては、27年4月の統合に向けまして、新しい学校の協議会で、新校の名前も現在決まりまして、今、校章のほうとかのデザインのほうにも入っております。計17校になります。

それから、下段、幼稚園のところでは、合計で327名になります。

続きまして2ページ、保育所の26年度の入所一覧でございます。

上段のほうが公立の保育所、275定員で5つの保育所、205人の入所児童の現在2月28日現在の数字でございます。その下が私立保育園、9つの保育園でございますが、590定員で628人の申し込みがございます。合計で定員のほうは865になりますが、合計で833人になっております。昨年の数字から見ましたら、若干ふえております。

それから、3ページのほうは預かり学童、学童保育所の入所の児童数でございます。15の預かり保育、学童の保育所がございまして、今現在、合計で315になっております。昨年は当初304でございましたので、若干ふえております。

ここでさつきランド、1番のところでございますが、26年度からは預かり保育、学童保育ということで、山崎の学童保育所が定員を少しオーバーしました関係で、さつきランド山崎に3年生の14という数字をここに入れております。26年度からはこの3年生についてはさつきランド山崎に行っていただく計画をしております。

それから、4番のさつきランド河東につきましても、同じく河東学童が定員をオーバーしました関係で、3年生12名がさつきランド河東のほうに行く予定をしております。

続きまして、4ページでございます。先ほど若干触れましたので、簡単にいかせていただきたいと思います。千種中学校区幼保一元化につきましても、第6回の地区別協議会を終えまして、各部会のほうでの協議をしていただいております。平面計画でありますとか、そちらのほう、今、詰めております。

それから、の波賀中学校区学校規模適正化、先ほども申し上げましたように、新校の27年4月からの校名が波賀小学校に決定しております。

それから、一宮北中学校区につきましては、先ほど申し上げましたように、第3回の地区別協議会を終えておりますが、これについても継続でまだ協議が続いてまいります。幼保一元化につきましても、4月以降で新たに委員会を立ち上げる予定

でございます。

それから、一宮南中学校区につきましては、昨年の9月26日の地域の委員会で、できるだけ早く適正化を進めることが決定されました。それを受けまして、ただいま各地域や保護者向けの意見交換を開催しております。それから、幼保一元化については、4月以降で新たに委員会を立ち上げる予定でございます。

それから、山崎南中学校区につきましては、幼保の関係でございますが、戸原地域の教育・保育の検討委員会のほうから、会長のほうから、認定こども園の整備に関する要望文書を受理いたしまして、26年度認定こども園の施設の設計のほうに入って行く予定でございます。

それから、7番の土万・菅野小学校区につきましては、3月10日で、6ページのほうにもいっていただきたいと思いますが、最終の協議会も終えまして、26年4月に新校、山崎西小学校として開校いたします。

以上でございます。

あと、7ページには学校施設の改築関係のほうでございますが、主要施策の説明書94ページをごらんいただきたいと思います。

主要施策の説明書94ページの下段のほうにあります。菅野、山崎西小学校校舎・屋体改修等でございます。この分につきましては、校舎3階建て3,087平方メートル、屋内運動場1,023平方メートル、プールが325でございますが、26年度については、本体の校舎、プール棟を工事のほうをやらせていただきます。25年度には屋内運動場を完成でございます。

それから下のほう、波賀小学校校舎の改修工事でございますが、主要事業の95ページにつけております波賀小学校の分でございますが、これにつきましても、26年度は本体校舎、プール棟でございます。これについても、体育館のほうは25年度で実施しております。3月の28日が工期でございます。

続きまして、8ページのほう、お願いいたします。

千種中学校の校舎耐震補強改修工事の事業でございますが、主要事業のページ95のほうにつけてありますとおりでございます。これにつきましては、千種中学校は25年から27年度の事業でございます。26年度につきましては、校舎北棟それから技術棟の改修工事と工事の管理ということになっております。

この先ほど申し上げました小学校、中学校の耐震化の状況によりまして、耐震化率が平成24年4月1日では92.8%でございましたが、それぞれ28年、その表を見ていただきましたら、8ページの表でございますが、最終28年4月には96.9%になり

ます。そういう予定でございます。

それから、9ページ、見ていただきましたら、菅野小、山崎西小、波賀小改修の年度別の事業費でございます。上のほうが菅野小、山崎西小学校の分でございますが、25年度事業費で1億1,792万7,000円、内訳はそこに右側に財源の内訳書いております。26年度の方でございますが、先ほど申し上げました校舎プール、4億8,485万3,000円、財源の内訳のほうは4,546万7,000円が学校施設環境改善交付金、国庫の補助金でございます。それから起債が4億1,330万、合併特例債を充当いたします。そういう内訳でございます。

波賀小学校でございますが、25年度は1億892万6,000円でございますが、26年度につきましては、委託料が150、それから工事費が1億6,000ということで、合計で1億6,576万3,000円でございます。これは財源のほうは、委託料と工事費の分、1億6,150万、過疎債でございます。あとは、合計のところを見ていただきたいと思っております。

それでは続きまして、資料のほう、10ページでございますが、資料2のところ、主要施策のほうの97ページと両方で見ただけだと思っております。特別支援教育総合サポート事業、これは特別支援教育に係る強化をするという取り組みでございます。特別な支援を必要とする児童・生徒へきめ細かな支援を行うということで、特別支援教育支援員の配置、それから指導主事を教育委員会事務局に配置するところところが主なものでございます。内容のところを見ていただきましたら、10ページの中ほどでございますが、特別支援教育担当指導主事の配置1,088万円、総合的に特別支援の相談でありますとか、調整でありますとか、指導でありますとか、その辺を当たっていただきます。それから2つ目には、特別教育支援員の配置、これは各学校でございますが、13校、3,329万4,000円でございます。それから3つ目に書いておりますのが、特別支援教育に係る看護師の配置でございます。これは1校でございますが、179万8,000円でございます。それから活動支援ということで協議会への負担、24万円でございます。

続きまして、11ページは、しそ学校生き生きプロジェクト事業、新規でございます。主要施策のほうでは同じく97ページの下段になります。650万円。これは特色ある学校づくりを行っていただきたいというところから、各校が主体性を持ってそれぞれ特色のある学校づくりをしていただきたいということでの補助事業でございます。中身はそこに書いてありますとおりで、学校の学力であるとか体力の向上を図る取り組みでありますとか、以下6点ほど書いてありますので、ごらんいただ

きたいと思えます。

続きまして、12ページ、しーたんチャレンジ事業でございます。これは主要施策の説明書では98ページになります。上段のところでございます。全国体力運動能力調査が25年度から悉皆となりました。25年度の調査では、宍粟市内の子どもたちは持久力、伸縮性、敏捷性が国、県の平均よりも低かったというところを受けまして、26年度は特に力を入れてこの点を改善していきたいというところでの事業でございます。

事業の内訳のところ、下に書いておりますように、5点ほど書いております。体力向上推進委員会の組織、あと現状の分析でありますとか対策の検討、それから調査の実施、運動能力とか生活習慣等の調査の実施でございます。そしてしーたんチャレンジバッジということで、バッジを授与するというところの金額30万円でございます。

続いて13ページでございますが、主要施策のほうの98ページをごらんいただきたいと思えます。こちらのほうは、私立保育所の運営費の助成事業の内訳を書いております。運営費、それぞれ公立の分と管外公立、管外に出られている方の分も含めまして書いておりますが、あと私立の9園の認可保育所の運営費、合計しまして6億6,637万5,000円、保育料が2億236万4,000円にしております。右のほうは徴収基準額の分でございます。あと、運営費の負担金、国のほうからは2億1,073万8,000円、県のほうは4分の1になりますが、1億1,844万2,000円でございます。

それから下のほうは、私立保育所の特別対策事業でございます。主要施策の99ページ、見ていただきまして、上段のほうになります。障害児保育の分が1,350万、それぞれの保育園になります。それから一時保育が418万、特定保育が29万、延長保育が4,360万でございます。

それから、一番下のほうに幼保一元化推進事業、主な内容というふうに書いております。これにつきましては、主要施策のほうの101ページの上段、幼保一元化推進事業のところを書いておりますのでごらんいただきたいと思えますが、認定こども園設計管理業務委託料2カ所というふうに書いております。2,172万9,000円。これは、千種の認定こども園が1,172万9,000円、それから戸原のこども園としまして1,000万の委託料を置いております。

それから下のほう、13ページの一番下ですが、認定こども園建設工事費としまして3億3,000万、千種の認定こども園でございます。

続いて14ページは、千種の認定こども園、それから後で御説明いたしますが、左

側のほうは千種の図書館でございます。この平面図、配置図になっておりますので、お願いいたします。

それから15ページは、戸原地区のこども園の関係の用地でございます。若干黒く塗りつぶしてありますところで、地番が山崎町宇原の1704の1、1704の2、この2つでございます。面積は2,965.22平方メートルでございます。この用地を圃場整備の創設換地をされましたところを、25年度に市が購入しております。

16ページのほうをお願いいたします。幼保一元化の推進事業費でございますが、こちらは千種のほうで26年度設計管理1,172万9,000円、工事費が3億3,000万、備品が670でございます。起債が3億2,960万ということで、合併特例債を充てております。それから、戸原のほうは委託料、設計の1,000万ということで、起債のほう950万、合併特例債を充てております。

それから、17ページのほうは資料4でございます。これは社会教育課の関係でございますが、ふるさとづくり事業ということで、主要施策には書いておりませんが、予算書のほうのページ71に総務費がございますが、総務費のところにはふるさとづくり事業としまして入れております。ブナ基金のふるさと納税の原資にしまして、この事業をするということで、委託料20万、ビュッセル神戸のサッカークリニックを開催するというようなことでございます。このブナ基金は三木谷良一さんとしておりますが、亡くなられた関係で三木谷浩史さんのほうに名前が変わります。全体事業では25万でございます。

それから下のほうは、千種図書館の建設事業でございます。主要施策のほうでは103ページになります。これは今回のこども園と同じ場所と言いますか、隣に併設するわけでございますが、千種のミニ図書館は30年を経過しておりまして、老朽化も進んでおります。そういう関係で今回、建設するというにさせていただきました。その関係で、建設費は4,671万円、備品購入費としまして書架等の備品購入で650でございます。上下水の加入分担金550で、合わせて5,376万でございます。現在の蔵書数でございますが、千種ミニ図書館が6,104冊で面積が87平方メートル、新築後につきましては7,300冊、それから面積も195.43平方メートルになります。

続いて次のページ、18ページについては、千種の図書館の平面図でございます。これもごらんいただけたらと思います。

それから19ページ、宍粟市芸術文化奨励金事業の概要でございます。これも新規でございます。これも主要施策にはつけておりませんので、予算書のページ200ページになりますが、金額的には20万でございます。スポーツ大会の出場奨励金は今

まで、従来からございますが、文化面、芸術文化面におきましても、全国規模の大会とかコンクールに出られる方がございます。そういう関係で、芸術文化を振興していくという意味から、今回、芸術文化奨励金事業を実施するものでございます。個人に対しまして1万円、団体については5万円という形で予算組みさせていただいております。分野につきましては、下に書いておりますところでございますので、見ていただきたいと思います。

続きまして、資料5は学校給食センターでございます。これにつきましても、主要施策のほうの中には特に入れておりませんので、予算書では220ページになります。600万の予算で1台購入という形になります。この購入計画表を見ていただきまして、ちょっと数字が訂正をお願いしたいと思いますが、配送車の分、上から3つ目が2279としておりますが、2281でございます。その下、2280が2279でございます。その下が2281としておりますが、2280でございます。今回の更新に当たりますものは2279の分で、26年度の更新分ということになります。20年を超すということでの更新でございます。

続きまして、その次を見ていただきたいと思います。22ページからは地域創造枠の事業での事業でございます。保冷庫を活用した地産地消の取り組みでございます。22ページ、主要施策のほうでは、109ページをお願いいたします。23ページには地元の野菜を学校給食にという図でございますので、これは見ていただけたらと思います。

最後のページ、24ページに地域創造枠事業としてどう変わるのかという試算の表でございます。上段、参考2つの表が、平成24年度の実績でございます。玉ねぎ、ジャガイモ、冬瓜、りんごというふうに出ておまして、それぞれ現在の量、全使用量が、例えば玉ねぎでございましたら、1万7,794、利用量が1万2,925、72.64%が地元の食材を使ったというところの地産地消率、利用率でございます。下のほうの表を見ていただきましたら、保冷庫、新保冷庫を活用した場合の表でございます。下の表の保冷庫としておりますところが、今現在、山崎の給食センターのところにあります南部を中心としたものの保冷庫でございます。現在ある分の保冷庫。その横、新築分としておりますのが、北部に今度設置する保冷庫の分でございます。合計見ていただきましたら、新築分のところ、3,990キロ保冷庫に、新たな保冷庫に入るということで、タマネギでしたら23%増加という形になります。これまで72%の地産地消の分が、95%になります。それからジャガイモにつきましては、新築分で2,532、25%アップしまして、56%が80%になります。冬瓜について

は、738キロふえて63%ということで、33.5から100%市内ということになります。リンゴにつきましては280ふえまして、24年度の実績28から100%になります。こういう形で地元の農家と学校給食センターを結びながら、地産地消に役立てていくと、地域創造枠事業としまして置いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

山下委員長 教育委員会の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

事前質疑は出されておられませんので、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 近所の方で保育所を今度出られて小学校へ入られるので、どないぞ預かり保育7時までにしてもらえんかというて頼まれて聞いたんやけども、担当課へ行ったら6時までしか預かり保育はしめんと。そのことをその人に言うたら、結局は民間の保育所が山小へ来てくれて、そういう子どもを集めて預かり保育するらしいけれども、7時ぐらいままでみてやらなんだら、山崎の人が大概、姫路や相生やあっちのほうへ勤めとるで、帰ってくるのが7時ぐらいにならなんだら帰ってこられへんのやな。何のために預かり保育しよるんかわからんへんけど、この点についてどない考えとって。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 基本的には預かり保育は6時までになっております。遠方のほうから勤めておられる方もおりますけれども、その辺、基本的にきっちりみよる中で、6時じゃなしに、現場の職員とも話しながら、6時半ぐらいままでみたりすることはできるんですけども、その中で、必ず7時までといたら、指導員の関係上、また時間外等も発生する中で、なかなか常時7時というのはちょっと今の状況では厳しいかなと思っております。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 民間の保育所が学校へ迎えに来てくれるらしいけど、その民間の保育所に対しての補助はありよるんですか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 民間の預かりを行っている、2カ所あるんですけども、それに対しましては補助をしております。

山下委員長 よろしいですか。

それでは続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

稲田委員。

稲田委員 私立保育所運営費助成事業で予算書の105ページの分なんですけど、以前から申しておったんですが、通所バス運行費補助金、この内訳をもう一度教えてください。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 通所バス運行費補助金、明細につきましては、一宮のほうには346万2,000円、そして波賀のほうには130万円、千種のほうには26万円でございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 旧町単位からずっと引き継がれている事業やと思うんですが、見直しの予定はないですか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 一部その要望が出てるんですけども、基本的に旧町時代からのこれ引き継いでおりますけれども、その辺、公平性も含めまして今後検討していきたいと思います。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 一宮と波賀と千種に出ているということで、山崎は民間というか、認可保育所ですが、バスを持っているところが1園のみの、今、台数入れて2台ですか。そこに補助というのは今までないと思うんですが、その平等感とか公平感がちょっとないと思うんですけども、それはどういった経緯で。どういった経緯というか、今まで北部にはあったのに、山崎町内は公共交通を使われる、保育園児童などで公共交通を使われるわけではないと思うんですが、やはりそれは何か弊害があったことですか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 基本的に保育所はそれぞれの保護者のほうの送迎というのが基準でございます。就労の関係もありますので。そういった中で、旧町時代、北部3町についてはそれぞれ場所の問題から距離の問題等で、それぞれほかの旧町時代の3町はそういった補助があったんだろうと予想するんですけども、基本的には保育所は保護者の送迎ということもありますので、その辺、山崎町時代はそういう観点からそれぞれの民間保育所のほうでバスは出していたと思います。そういったことも踏まえまして、平等性という中で、先ほども言いましたように、もうちょ

っと検討していきたいと思います。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 一宮が346万2,000円、波賀が130万、千種が26万というこの配分というのは、ひょっとしたら児童数というか、園児数とかいろんな距離とか、いろいろな問題があると思うんですが、やはりそれで考えると、やはり今現在の状況、保育園の利用者数から見ても、ちょっと比例したものではないので、それも含めて早急に検討をお願いしたいんですが。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 検討してまいりたいと思います。

山下委員長 続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

大畑委員。

大畑委員 保育所のところで関連で質問させていただきます。

予算と直接関係はないんですが、この間、宍粟では例がないと思いますが、全国的には幼児の死亡事故が多く発生しているというふうに聞いております。原因はいろいろあると思うんですが、ゼロ歳児とか、うつぶせ保育が非常に事故の原因になっているということでもありますけれども、当市の場合の保育のマニュアルというふうなものは整備されているのでしょうか。

山下委員長 福井こども未来課副課長。

福井こども未来課副課長 ゼロ歳児の赤ちゃんの緊急時の対応については、各保育所・園のほうで緊急時対応マニュアルというのは整備をされていると聞いております。また、赤ちゃんにつきましては、乳児突然死症候群の危険などもありますので、午睡時のときには必ず健康チェックをするとか等の対応を各保育園のほうでされているというのを、保育所のほうは毎年県の指導監査とかもありまして、そのときのチェック項目にもなっておりますので、それを点検させていただきましたところ、皆さん対応をしているというふうに回答をされています。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 緊急時の対応マニュアルではなくて、そういう緊急時が発生しないように、死亡事故が発生しないような保育の指導マニュアルというのはあるのかどうかなんですが。

山下委員長 福井こども未来課副課長。

福井こども未来課副課長 基本的に、まず子どもたちの保育室のほう、特に午睡時には必ず1名以上は保育士が常駐するというのは、保育計画の中でもそういった安全対策とかもされていますので、マニュアルと言いますか、それぞれの保育計画の中で組み込まれていると思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 別にマニュアルがどうこうということを行っているんじゃないんですけども、そういうこの間、死亡事故の原因になっているところのそういう保育の禁止と言いますか、そこを徹底的に指導する、僕は必要があるというふうに思っております。

それと、その指導の対象の範囲は、市立、認可問わず、やっぱり無認可などでよく起こっているようですから、そういうところも市が指導する範疇ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山下委員長 福井こども未来課副課長。

福井こども未来課副課長 先日も都市部のほうでそういった事故が起きておりますので、そのことにつきましては、すぐに市内の保育園・所のほうには通知をさせていただいたんですが、御指摘のとおり、今後も無認可の保育園さんも含めまして、そういったことをお知らせをしていきたいと、指導と言いますか、確認してあり、呼びかけをしていきたいと考えております。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 今、事故のことを言われたんで、この間、震災から3年で報道を見よって、1人、70人の児童が死亡して、先生もほとんど死亡したケースのずっと検証をしようたのを見よったら、あれは全く校長がおらなんで教頭がトップにおったんだらうけれども、教頭の無能さというか、その人が原因であれ全部子どもを死なしてしまってますけれども、こういう、ああいう問題について、教育委員会も協議されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 今、委員御指摘の避難に関する協議というふうなことだと思っておりますけれども、災害時におきましては、各学校で避難マニュアルというふうなものを定めておりまして、一応こういうケースのときはこうというふうなことは、大体共通理解、各学校におきましてはしていただいております。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 学校というところは縦割社会で、やっぱり校長がいないときは教頭、そ

の指示でやっぱり子どもたちは動くシステムですよ。子どもが勝手に山へ逃げる、それも言うたんやけど先生は聞かなんでそのとおりしなかった。先生の中でも、山へ逃げようと言うたけれども、教頭が、そのときの一番トップの教頭がしなかった。そやから、上の者が無能な人間があると、その下の者が全部被害をこうむるんやな。だから、そういうところの、どう言うのか、任命責任というのが教育委員会にあるわけですよ。だから、そういう点をどのように今の教育委員会は真剣に考えたかなということを書いておきたいです。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 任命責任というふうなことも含めまして、各管理職を中心に、この防災に関する対策、対応策、これにつきましてはもう絶えず、今後も強く意識をしていただくように働きかけていきたいと思っております。

山下委員長 続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

福嶋委員。

福嶋委員 3ページの資料の学童のところですけども、山崎小学校の定員がオーバーしたり、あるいは河東小学校の学童がオーバーしたりすると、そのそれぞれの幼稚園に預かっていただくというふうに先ほど聞いたんですが、今、何名ぐらいそうした要するにオーバーしている子どもさんがいるのか、教えてください。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 3ページの資料をごらんください。2番目の山崎学童保育所、今、50名の定員に対しまして48名になっております。定員オーバーと言いますのは、先ほど山崎ランドのところの3年生の14名、その分が定員オーバーして48名と足しますと62名になります。その分で3学年の子を山崎ランド幼稚園のほうでその場所を確保して預かるということで、その対応をさせていただきました。

それから、5番目の河東学童、定員35名ですけども、今、ちょうど35名になっております。それと4番のさつきランド河東の河東幼稚園ですけども、その3年生が12名になっております。その12名プラス35プラス12で47でしたけれども、その3学年の12名をさつきランド河東、河東幼稚園のほうに預かるということで対応させていただいております。そういうことです。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ずっと以前にもそういうことを言ったことがあるんですが、例えば山崎、当時は山崎小学校区では、この山崎幼稚園だけだったと思うんですね。それから河東では河東幼稚園だけが学童預かり保育だったと思う。それで、それぞれがその当

時は山崎小学校の子どもたちがみんな幼稚園のほうへ行っていたという現状があって、何とか反対方向にまた、あそこは結構距離があるんですね。反対方向に帰る子どもたちのこともあるし、いわゆる交通事故とかいろんなものがあるので、学校で預かれないかというふうなことがあって、現在はそういうふうになっているということなんですね。やはりそういった観点から、オーバーしても、もうできるだけやっぱりそこで預かるんだというふうな、特に山崎、河東の場合は今、主要道路が、県道がまた車が多いところが変わったりして、多少は交通面ではましになっているんだろうなと思いますし、距離的にはそんなに遠くはないと思うんですが、山崎の場合は相当距離的にもあるので、やはりそういうことも含めて、小学校は小学校で預かるという、やはりそういった原則というものを守っていただきたいと思うんですが、その辺についていかがですか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 御指摘のとおり、我々も同じ1カ所で実施したいなという思いがございます。先ほど言いましたように、山崎学童の場合は山崎小学校、河東の場合は河東小学校ということで努力したんですけれども、どうしても定員の中で、学校の中でもう1カ所、学童を押さえる部屋を貸していただけないかということで、どちらの小学校にも話し合いに行きました。その中で、どうしてもこの人数でオーバーする中で2カ所押さえるといったら、学校のほうの事情もございまして、2カ所学童で押さえられたらちょっと辛いんだということで、協力はしないということなんですけれども、1カ所は荷物の移動とか、そういう場合ですと協力できるということでした。ただ、学童のほうからその2カ所で荷物の移動とかそうするとなかなか大変ですので、そのあたり1カ所でできるところ、ほかでないかということでいろいろ場所を探したんですけれども、今回、山崎幼稚園、河東幼稚園、それぞれ学童の親にとったら2カ所で御不便かけるんですけれども、苦肉の策ということで、今回だけさせていただいております。できたらこの26年度中に早く1カ所でできるように、先ほど委員が言われました山崎小学校区内、河東小学校区内で、できたらそれは我々うれしいんですけれども、そういう方向で何とかできる方向で検討してまいりたいと思います。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 答弁はよろしいんですけれども、やはり子どもたちの安全ということが一番第一だろうと思うので、しっかりとやっていただきたいと思います。

山下委員長 それでは続いて、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

質疑ありませんか。

関連で、大畑委員。

大畑委員 学童のところなんですけれども、まだ新たに立ち上がっていない区域がございますけれども、この辺に対する取り組みとか、教育委員会の考え方についてお伺いしたいのと、それから来年度以降、たしか対象、6年生まで対象になるというふうに聞いております。そうなりますと、その場所を抜本的にそれぞれのところを考え直さないといけない時期になるのかなと思いますので、その辺の考え方についてお伺いいたします。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 新たなところにつきましては、先ほど次長のほうから説明ありましたように、菅野、土方がこの4月から山崎西小学校ができる予定です。そこで、こちらも学校長とも話をしながら、2学期以降、山崎西小学校で学童を開設する準備をしております。

それと、全体的な27年度以降の6年生までの拡大ということですが、基本的にそうなってますけれども、すぐ6年生までふえて、単純にそのままふえたら、かなり今の場所では厳しいことになってしまいますけれども、その辺も教育委員会の中で検討しながら進めていかなあかんのですけれども、急に4年、5年、6年生がそのまま預かりになるかということ、保育に欠ける児童ということで、そんなに極端にふえるかどうかというのは、ちょっとまだ未定なところがあるんですけれども、その辺も加味しながら、今後全体的な見通しの中で検討してまいりたいと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 新たなところについてはわかりました。

それと、ここに今書いてある人数は、26年の2月28日現在ですから、やっぱり新年度になって新たに働きに出られるということで、年度途中でだんだんふえる傾向がやっぱり今、一般的だろうと思うので、減りはせずふえていくんだらうと思うんですね。今の3年生までのところでもね。それに加えて、4、5、6年でどれだけ学童へ行く子がいるかということ、それは確かにおっしゃるようにそんなに極端にはふえないかもわかりませんが、やはり出てくることは、ふえてくることは間違いないんだらうと思いますので、私はその学校のほうが一番安全は安全なんでしょうけど、もう少し第二の家庭として、何かもう少し、子どもがのびやかに過ごせるような場所がもしあるのであれば、そういうところも考えていかれたらいいんじゃないかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 大畑委員がおっしゃるとおりでございます。第二の家庭と言いますか、確かに学校教育とは違うんですけれども、そういう中で、それも含めまして検討してまいりたいと思います。

山下委員長 よろしいですか。

森本こども未来課副課長。

森本こども未来課副課長 大畑委員のもう1つの質問であります未開設校区における学童保育所利用児のサポートと言いますか、そういったものについてなんですけれども、26年度には先ほど主要事業の中で説明しました、26年度中に山崎西小学校区を開設することにしておりますけれども、残りの未開設校区につきましては、都多小学校並びに戸原小学校区となります。こういった未開設校区と開設校区との学童保育の利用の平等性をかんがみまして、平成25年度より、未開設校区における学童保育の利用につきましては、ファミリーサポート事業というものを活用しまして、その補助をしていくというような形で現在、補助金の活用のサポートをする制度をつくっております。残念ながら、この部分については、利用について未開設校区にも説明に行ったんですけれども、ただいま現状としては利用はありません。実際、戸原小学校区におきましては夏の利用ということで、長期の夏休みには利用はありますけれども、長期の場合については保護者が送迎となっておりますので、今後その未開設校区でどうしても学童を利用したいという方については、こういった補助制度を活用していただく予定としております。

それと、27年度からの子ども・子育て支援法におけるその学童保育所の拡充、小学生ということで、6年生までの拡充になっております。これにつきましても、現在その国のほうで考えております社会保障と税の一体改革の中で、その財源的なものも活用しながら、宍粟市としましてもその新たな、例えば学童保育所を整備するのか、そういったことも含めて今後検討していくべきかなと考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、ありがとうございます。丁寧に説明いただきまして。

未開設校区でも、今回ニーズ調査をされてますから、そういうところでもそのニーズがどのくらいあるかということ把握できるかと思しますので、ぜひそういう思いで取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

山下委員長 答弁はよろしいですか。

それでは、続いて実友委員。

実友委員 私の方から、それこそ今、次長の方から説明いただきました学校規模適正化の説明会等についての資料もいただいておりますが、それこそ申しわけないですが、私たちの地域の関係では、非常に協議会等も滞っております。先日、来ていただいた中での復命書と言いますか、当時の会議内容についても教えていただきました。非常に前向きなところは、今のところは全然出ていないという状況のようでございます。というのは、ちょうど地域が、北部と南部というのが地域がございます、どうしてもその南部と北部とのことについての問題が起きております。そういったこともかんがみますと、やはりこども園についても一緒に話し合いをしていただいて、できればこども園、学校、小学校の方がこっちならこども園はこうやとかというような方法でもとらなければ、なかなかその答えを見出すところがないわけなんです。例えば全体的に、こども園も奥のほうへというふうな話をしますと、南部のほうの人たちは奥まで上がれるかいやという言葉が出ます。そうすると、もう全然北部のほうの者については物が言えないというところなんです。そういったところで非常にこだわりました、今のところ、のどに引っかかっているのはそこだけやというふうに私たちも思っております。地域の中で話をしましてもそういったところで、何かの今のあいたところを利用ができたなら、子どもに関しての利用ができたらというようなことを思っておるんですが、そういったことについての、教育長、前回話しますと、地域で話し合っていたらという話もいただいたんですけども、なかなか地域でその話もまとまるというところまではいかないんですが、できましたら例えば部長、そういったところの考え方みたいなところを非常に難しいところやというふうに十分わかっておりますし、ですが、教えていただけたらなというふうに思います。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 御指摘、御意見、非常に難しい課題だな、特に地域も入ってみますと、その地域の皆さんのお考えもひしひしと伝わってまいります。それはよく存じ上げております。ただ、今言えることは、やはり両方の校区でそれ、一番それも最初にもお願いしておるんですが、それぞれの相手の校区のことを思いやりながら、もう決めていただくしかない。教育委員会としては、学校規模適正化については中学校に近いという方針を出しております。また、一方でこども園につきましては、場所については明示をいたしておりません。ですから、そういうもう型どおりの御説明しかなかなかできないんですが、そこを地域の中で一生懸命話し合いながら、

子どもたちのために何がいいのか、あるいは意見の中にはああいっただ学校の跡地活用が決まれば、そのことも考えてもいいというような御意見もいただいております。私の感じとしては、教育委員会としての方針は今、申し上げたとおりですので、都多以西の地域においては、やはりほかの地域はあいた学校について後から考えようというのが1つの手法になって今までできておるんですが、少しそのところが工夫の余地があるというふうに感じ、個人的な感覚ですが、そういうところがまず1つの突破口になり得るかなというふうにも思います。

それから、現状申し上げますと、その地域の保護者、地域の皆さんの意向が、いよいよなかなか委員さん自身がつかめないというようなことがありまして、アンケートを、保護者向けのまず関係のある保護者、それから就学前の保護者に対してアンケートをとったらどうだというようなことを前回地域の委員会で決めていただきました。その内容につきましても、とりわけ都多校区の保護者の皆さんの意向を十分尊重しながら、項目、設問1つ1つについても意向を確認をしながらさせていただこうと、このように今、思っているところでございます。

山下委員長 実友委員。

実友委員 はい、ありがとうございます。

例えば私たちのところのこども園のことなんですけれども、例えばこども園について、一番当初、伊水、都多、それからののはな保育園、この3つが一緒になってのこども園というふうな案が出ておりました。それから、いろいろとののはなについては、何ですかね、保育園が何言うんだったかね、認可ではないというようなところで、これはもう一緒になれないんだというふうな話を聞いたんですが、今のところは教育委員会としてはその当初のこども園、のはな、都多、伊水はこれは一緒になるということで変わっていないわけですか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 ののはな保育園は認可保育所なんですけど、社会福祉法人ではないんです。ですから、市が今考えております仕組みの中では、今のままでは担い手さんにはなっていただけない。それが、社会福祉法人をとっていただければということが、もしもののはなを中心とする枠組みとなれば、それが1つの前提条件になるかと思っております。ですから、考え方といたしましては、社会福祉法人での認可保育所さんがまず第一の担い手さんの優先ということに考えております。

山下委員長 実友委員。

実友委員 それでは、都多と伊水だけでこども園をつくろうとされておるんでしょ

うか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 設置をするエリアと言いますか、子どもたちの対象は都多、伊水で1カ所というものを想定をしております。

山下委員長 実友委員。

実友委員 ありがとうございます。

それから、今回の主要施策に係る説明書の中で、千種のそのこども園については、工事請負費で3億3,000万上がっておりまして、これは市営、市が建てるという意味だろうというふうに思うんですが、前回、去年のその予算では、補助でございました。それが私もちょっとうかつとしておったんですが、用地買収のときには、用地については、市の用地にするというような話だったんですが、建物までちょっと私のほうは頭に入ってなかったんですけども、今回、市の建物ということにされた場合、例えば山崎に今度このこども園が移っていったときには、山崎にはたくさんの今、保育園がございますけれども、先日建ったような建物の保育園もございません。そういったことについての考えは、同じように市で建物は建てて貸すという状況のこども園になるわけですか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 その件につきましては、昨年9月、補正予算で御審議もいただき、いろんな御意見も総務文教でいただいたところなんですが、その際に御説明申し上げましたのは、それぞれの形態と言いますか、例えば公立の幼稚園がいい、敷地があり、建物があり、そこに保育所を機能するような、付加するような場合、この部分についてはやはりもともとが市のものですから、市で建てたほうがいいだろうと。逆に、先ほど御指摘のように、担い手となる社会福祉法人さんが所有の保育所を中心に、そこに幼稚園機能を付加するような場合、これは社会福祉法人さんに助成金を出してしていただくと、このケースもあろうかと思えます。それから、全く今回の千種のように、新たな土地を求めて新たに建てる、この場合について、当初予算ではたしか補助金にしようと思ったと思うんですけども、いろんなことを考えたり、社会福祉法人に対する助成のあり方とか、そういうことを考えていくと、新たな土地を求めて新たな施設を建てる場合には、市が今回のように、千種のように直接することが望ましいだろうと、大きくはこの3つの手法と言いますか、それはその形態と言いますか、適否によって判断をしていこうというふうに考えております。

山下委員長 実友委員。

実友委員 その場合だったら、例えばもとに戻るんですが、私たちの地域の、例えばあいた小学校にこども園を来さすということについては、可能はあるということですね。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 可能性の話ですから、先ほども申し上げました公の施設の中にそういう機能を付加するという点では、3つに分けたその中の1つの範疇に入るというふうには思います。ただ、よく御存じのとおり、地域の御理解ということがまず前提になるかというふうに思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと部長の答弁で気になるんですが、私の考え方が間違っているかわかりませんが、認定こども園には3つの方式があると。幼保連携型と幼稚園型、保育所型。先ほど言われた建物の活用の仕方と言いますと、既にある幼稚園に保育機能をつけていくという場合は、幼稚園型の認定こども園、その逆は保育所型というふうな形でいろいろ説明があったと思いますが、宍粟市は全て幼保連携型でいくんだという御説明がありましたから、ちょっと今の建物とか用地の使い方と、それから認定こども園のあり方、形式の問題等、ごっちゃになってしまってるんじゃないでしょうか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 建物の整備の手法を申し上げたのでありまして、目指しております幼保、それこそどちらにしても幼稚園の認可、保育所の認可、幼保連携型の認定こども園を整備していくというその中身の部分については何ら変わるものではありません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 市の立場としたらそう思われているかもわかりませんが、実際既に、今、実友委員が言われたように、民間の保育所が新しい建物を建てて運営しておられる場合に、それを幼保連携でいきますというふうな、機能も含めてそういうふうに変えていきますということが通用するのかどうかというところを、私、実質のところを申し上げているんです。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 ソフト、中身の部分です。例えば社会福祉法人の保育所さんに幼稚園機能を設けて、幼稚園の認可をとっていただいて、もとより保育所の認可ありますので。それがまさに幼保連携の認定こども園と、こういうふうに位置づけており

ますので、建物の整備の方法と中身とはちょっと分けてお考えをいただきたいなと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 また、その議論はまた別の委員会でやりたいと思いますが、よろしいですか。

ちょっとその幼保の関係で出ましたので、今年度予算のところではちょっと伺いたいんですが、戸原の認定こども園のことの御説明がございました。これまで、戸原地域は老朽化する保育所の建てかえを希望された。しかし、教育委員会はこの際、運営方法も方向づけた上で、社会福祉法人による認定こども園をとということで、ずっと議論が平行線のままでこれがおくれてきたというふうに思うんですが、今回、委員会での説明もなく、いきなりこの予算で、新年度予算で認定こども園整備についての要望文書が出たということで、一定、社会福祉法人の方向の理解が得られたというふうなことで予算化をされておりますけれども、本当にそういうふうな流れで地域は了解しているのでしょうか。

山下委員長 田村こども未来課課長。

田村こども未来課課長 先ほど次長のほうからも説明申し上げましたけれども、昨年そういった3回ほど地域の委員会を開催されております。そういった中で、昨年11月ですけれども、地元の委員会のほうから宍粟市で言う認定こども園の運用ガイドラインに基づく趣旨に添った事業で推進することに異議がないという回答をいただいておりますので、そういった中で今回、2月に予算措置をさせていただいた次第でございます。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 中身については、これまでの経過については、御質疑のとおりホームページにも記録をしております。その中だけ見ますと、なかなか平行線のままできておると、これも否めない事実です。もとより、先ほど課長が申し上げましたように、この常任委員会にも御報告ができなかったのは、もう1月末、2月早々、このぎりぎりの状況でございまして、それよりはもとより、老朽化に対する保育所の建てかえというのが、元々地域から御意向がございました。いろいろとなかなか地域の委員会の検討会の中では、うまくやはり異を唱える方も、もちろんいらっしゃいますのでできません。そしたらどういふことで進めていきたいと思いますということで、3自治会長さんと御相談をさせていただいたりする中で、戸原のその委員会の委員長名でガイドラインにのっとって、社会福祉法人を主体とするこども園をもう一緒

に事業推進をしていくという、こういう確約をいただきましたので、そこでそれをもって市長とも予算計上をするか否かというようなことを協議をしまいいりました。ですから、それがもう2月にずれ込みましたので、なかなか御報告もできなかったんですが、地域としてはその一定の一緒になってそういうものをもう目指していこうということの確約がいただいたということで、予算を提案させていただきました。山下委員長 大畑委員。

大畑委員 私はその建てかえについてどうこう言っているんじゃないで、それは建てかえすべきだということ、これまで終始一貫言ってきたんです。その建てかえをするときに、担保をとらなくていいじゃないですかと、まず建てかえを考えていたらいいじゃないですかということ、委員会でも申し上げてきました。何か感じるのに、やっぱりあくまでも社会福祉法人の認定こども園ということの担保がどうでも必要やみたいない感じでとられてるのかなという、ちょっとそういう感覚を持っておりますので、きょうは結構ですけれども、また委員会にこの要望書をぜひ提示をいただきたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 委員会にそういう地域からの書面をいただいておりますので、提示をさせていただきます。

山下委員長 それでは続いて、質疑のある委員はありますか。

大畑委員。

大畑委員 すいません。1人でしゃべってまして。

学校規模適正化のところなんですが、この予算については了としているわけですが、常に地域の協議会などから意見が出されていると思いますが、この適正化と同時に、なくなるほうですね。いわゆる学校の跡地の活用方法もやっぱり並行的に議論をしてほしいということ、常々おっしゃってるだろうというふうに思うんですが、そこはその教育委員会はまず適正化のほうを進めると。あと、跡地利用については、また市長部局のほうでその検討委員会で3段階方式で考えているという形で、切り離して進められておりますから、なかなか跡地利用計画も進んでいかないというふうに私はとらえております。やはりタイミングというのが僕は必要だと思いますし、そういう学校がなくなる地域の強い思いというものがある間に次のことを考えていく必要があるというふうに考えているんですが、そういう意味で、ぜひ土万でありましたり、道谷、野原、そういうところの跡地利用については、真剣に考えていただきたいというふうに思っています。この間もちょっと放射能

関係のことで要望もいたしましたけれども、それ以外にもこれも外部のところの福祉のところの話なんです、児童養護学校ありますね。姫路。この名前出していいかわからんですけれども、姫路とか光都で事業をなさっている法人なんです、国の方向が少数に分散をしていきなさいということで、非常に1カ所に施設で大きくなっていますから、児童の分散化というふうなことが出ているそうです。それをする場合に、やはりどこかに新天地を求めていかなければいけない。ところが、なかなかその地域との折り合いがつかなくて進まないというようなことで、この間、御相談も受けて、実は市長部局にもその話はさせていただいております。ですから、地域にそういうものを受け入れるとなれば、地域の小・中学校とのまた関係、いろいろ出てくるんだろうというふうに思うんですが、やはりその跡地について、そういう教育的な視点の希望もあるということの情報だけはきょうお伝えしておきたいと思いますので、また検討をいただけたらなというふうに思います。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 ありがとうございます。初めてお聞きを、私自身したお話ですので、それは可能性としては十分にあるなど、それは教育行政に携わる者としても、排除をすることなく、やっぱり考えていく必要がある事業の1つだろうなと思います。いずれにいたしましても、地域の皆さんと一緒に話をさせていただいて、地域の委員会では教育委員会が主に学校の適正化の話をし、跡地活用の話になるとまちづくりとか企画になるんですが、いずれにしましても、同席をして一緒にしておりますので、それはもう教育委員会に関係ない話ですというようなスタンスでは臨んでおりませんので、そういう姿勢では臨ませていただきたいなと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 よろしく願いいたします。

続いてよろしいでしょうか。

主要施策の97ページと、本日いただいている資料の10ページ、特別支援教育の総合サポート事業、それから続いて、しそう学校生き生きプロジェクト事業、これについて御質問をしたいというふうに思います。

教育長も常々、特別支援については非常に力を入れていただいているなというふうに思っているわけですが、そういうところで新たに出てきているのもあるのかなというふうに思うんですが、これは特別支援教育総合サポート事業は拡充事業だというふうに思いますが、先ほども指導主事の配置でありますとか、特別支援教育支援員、看護師、そういうものを配置していくというお話がありましたが、これによ

って何がどのように変わっていくのか、そういうところについて少し具体的な説明をいただきたいと思います。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 まず、この指導主事の配置についてのほうから説明させていただきたいと思います。

特別支援教育に関する相談ですとか、問い合わせ、これが各学校からあるいは保護者から、これが目に見えてふえてきておるなというのを感じます。特にこの指導主事に期待する効果としまして、まず10ページにもちょっと書かせていただいておりますけれども、特別支援教育の教員の資質向上、理解を図るための研修会、こういったものはますます今後さらに深めていく回数もふやしたり、内容も深めていく必要があるかと思えます。まずそういったところに当たっていただきたいと考えております。

それから、冒頭申しましたように、相談に関するその業務、対応、こういったことにつきましても当たっていただきたいと考えております。

それから、関係機関、この特別支援教育につきましても、もう学校教育だけではもう全然広まりというか、深まりというか、適切な支援というのができませんので、健康福祉部ですとか、あるいは県のいろんな施設、こういったところとの連携というのが物すごく重要でございます。こういったことにつきましても、そのコーディネーター的な役割をしていただくということを考えております。

いろいろあるんですけれども、とにかく指導主事を1名配置することによって、市内の特別支援教育のさらなる発展、充実に努めてもらいたいと、そのように考えております。

それから、看護師を1名、ことし配置するわけなんですけれども、北部のほうの学校なんですけれども、小学校の1年生にことし小児麻痺のお子さんが入られます。その方は県立の特別支援学校への進学を当初、就学指導委員会でも受け入れに対してはかなり議論をしまして、特別支援学校へ行くほうがいいなというふうな声もあったんですけれども、通学するとなると、特別支援学校からの通学バスの北限が29号線の沿線ではAコープの一宮までなんです。そこまでさらに御自宅のほうから15分ぐらいはかかると、非常に遠方であると。そしたら1時間45分のバスの通学に耐え得るのかというふうな話になってまいりまして、今、現状、このお子さんの教育環境を整えるという、ベストとは言えないんですけれども、ベターな方法としまして、特別支援学級をその学校につくって、ちょっと特別な支援もかなり必要となっ

てきますので、食事ですとか、排せつ、あるいは体温調節、全部、全介助が必要ですので、そういうことの対応ということをするために、看護師を1名、何とかつきたいなど、そういうふうなことで上げております。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 すいません。今、担当課長、説明したんですが、ちょっと病名のところまで説明を詳しくしましたので、その部分はちょっと記録からは削除をさせていただいて、説明は聞いていただいたらよくわかったと思いますが、そういうことで配慮をお願いしたいなと思います。

山下委員長 はい、わかりました。そういう対応をしていきたいと思います。

大畑委員 そうですか。別に特性としてとらえれば問題はないというふうに私は思いますけど。特性ですから。別に悪いことではないというふうに考えております。私は。

山下委員長 その辺のところを、その保護者の方がどのようにとらえられるかというところもありますので、先ほど部長がおっしゃられたようにするほうがいいんじゃないかと私は思いますが、ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

そしたら、先ほど部長がおっしゃられたような対応でお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 障害の部分を、そんなふうにとらえておられないと思うんですが、ちょっとマイナス的にとらえる風潮があるので、そこは少し気になっております。山下委員長も常々障害のところをおっしゃってますので、やっぱりそれはすぐれた特性であるというとらえ方をしていかなければいけませんし、そういうふうに見ていけないといけないというふうに私は思いますので、続けて質問させていただきます。取り扱いはそれで結構です。

山下委員長 もちろんそうなんですけれども、やはり保護者それぞれのその時点における考え方というのがありますので、私も特徴としてしっかりとらえて対応していくということは大切なことだとは思いますが、保護者それぞれの今の時点での考え方がどうであるのかということ、こちらではわかりませんので、先ほどの教育部長の考えでいいんじゃないかと判断しました。

大畑委員。

大畑委員 結構です。問題、違うところへいきますが、先ほど課長のほうから答弁いただきました。大変失礼な言い方なんですけど、今も、課長を含め指導主事的な方、3名配置なさってると思うんですが、そこでは不十分だったんですか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 我々も必死で、この子の受け入れに対しては保護者とも何回も。

大畑委員 ちょっと課長、その子の受け入れということじゃありません。先ほど申された相談業務とか非常にふえてきているという、その特別支援の人たち全体のことに対して、私、今、再度お聞きしてるんですが。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 今までもやってきておりますが、さらなる質的、量的な部分で対応を深めたいということではしております。

それともう1つ、幼稚園から小学校、あるいは小学校から中学校、中学校から高校と、この進学のとくに、就学指導委員会というふうなものを立ち上げまして、これにつまましてずっと1学期から2学期後半ぐらいまで、旧町単位でやったり、あるいは市全体の会議を行っておるんですけども、今、現状、この業務につままして、もともと学校教育のほうで昔は持っておったんですけども、これは内部の組織の都合で、ちょっと今、こども未来のほうの担当にお任せしておった部分等もありまして、ちょっとこのあたりも、これでこのたびの配置で見直して、こっちで責任持って進めていきたいと、そのようなこともあります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 その指導主事の方の、ここにあります1,088万というのは、給与全部がこれに当たるわけでしょうか。そして、何年というふうに任期を考えておられるのでしょうか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 給与が中心の額をここへ上げさせていただいております。

それと、年次につまましては、現状、何年という明言はちょっとできないところはありますが、複数年、この体制でやっていきたいと、そのように考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 1,000万ですから、相当キャリアを積んでおられる方だろうということ、大いに期待をしたいと思います。ぜひ十分な成果を出していただいて、本当に今おっしゃっているような成果が得られるように、期待をしたいと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 それに加えて、支援員の方、13校で3,300万の予算ということですから、支援員のほうについては非常に、13で割れば、割っていいのかわかりませんが、非常に少ないなど。実際、直接そこで指導をされる人ですね、その経費が非

常に軽くて、コーディネートされる人とのその差というのは余りにも大きいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺、間違っているのでしょうか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 この支援員の方の給与等につきましては、市の教諭という資格を持たれているということで、市の規定に沿う形で給与を定めさせていただいております。特に今度、派遣するこの指導主事ですけれども、今現在、学校のほうで市内でもこの分野でかなり中心的に、よく勉強もされて活躍されていらっしゃる方に来ていただこうと、そういうふうなことを考えておるところでございます。仕事のその内容につきましても、かなり広範囲にわたるというふうな部分で、ちょっとその支援員さんとの差というのはちょっと仕方のない部分はあるのかなと、そのように考えております。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 御指摘の特別支援員、教育支援員の部分ですが、非常にこれ、割っていただきますと、本当に単価的には安い処遇面になっております。これは教育委員会といたしましては、やはり財政当局にもう少しその辺の額の改定を求めているわけで、なかなか実現をしておりますが、そういうふうに考えてはおります。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ありがとうございます。ぜひ、本人はそんな待遇のことでは必ずそんなことはおっしゃらないと思いますが、それは雇う側の考えるべきことだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、しそう学校生き生きプロジェクト事業のほうに移らせていただきたいんですが、これは新規事業というとらえ方でよろしいですね。650万の予算で、それぞれ各学校が新しい取り組みをされるということで、もう単純に市内の学校にばらまいてしまいますと、30万足らず、未満ぐらいな金額になってしまうのかなと思うんですが、実際は内容については、それぞれの学校の課題分析をもとにして策定した運営ビジョンを、市教委がその内容を精査して支給するんだということが書いてあるんですが、その市教委の精査、それはどのようなやり方をされようとしているんですか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 まず、この4月の早い段階で各学校長から、こんなことをしたいから、これにこれだけ要るから予算要求しますというその計画を上げていただくことにしております。それを学校教育課のほうでヒアリングをしまして、もう当初

から全部予算を渡してしまうのではなく、もうその計画の何て言うんですかね、必要性、こっちがこれはぜひやってほしいというふうなものにつきましては、差もつけながらちょっとお金のほうを予算配分をしていきたいと思います。それから、さらにまた8月か9月ぐらいに、ちょっと中間でまたヒアリング等を行いまして、さらに調整もしていきたいと、2段階でやっていけたらと、そんなことを考えております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 私は一律にこれに該当する、ここの補助事業の内容に書いております1から6に内容が合致すれば出していくというようなやり方ではなかなか僕は効果が上がらないと思うんですね。ですから、その全ての学校に渡すとかいうんじゃなくて、それぞれ学校からやっぱりプレゼンをするぐらいの勢いで、こういうことをやりたいんだというプレゼンテーションをきちっとやって、そのプレゼンテーションも市教委だけじゃなくて、地域の住民が参加するような場で、こういう学校づくりをやりたい、運営をやりたいみたいなもので、優秀なものに、非常によかったら100万超えてでもいいよというぐらいの、そのぐらいの何かもので、学校づくりをするほうが、何か地域と一体的に、教育委員会が目指しておられるような学校運営ができていくんじゃないのかなと思うんですけど、ただこういうことでやると、例えば講師の謝金とか、どこか研究会参加費など待ってますから、ふだんなかなか学校はお金がないので、ちょっと何か講師呼んで勉強会しようかみたいな形で、従来どおりのもので終わってしまうような気がするんですね。ですから、ふだんの予算ではなかなかいい講師が呼べないから、ちょっとそれに20~30万でいい講師呼んで1回勉強しようかみたいなことでは、それはこのプロジェクトの求める中身にはならないんじゃないかなと。ですから、やっぱりきちっとしたプレゼンテーション、どういうことをやっていくんだということを学校現場から提案して、それをもっといろんな人が審査をしていくというような仕組みの中で使っていくような事業にしたらいかがでしょうか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 今回のヒアリングと申しましたが、もちろんプレゼンテーションというか、学校長から直接これは話を聞きたいと思っております。

それから、この中身についてなんですけれども、全く今まで従来あったものに新たに650を足したわけではなく、ちょっと従来あったものを一部、それを廃止して、そしてこちらに回したというふうな部分もありまして、やはり25校あるんですけれ

ども、それをゼロのところというのは、ちょっと今までしよったことが全くできないというふうな部分も実はこの中には入っておりますので、片やゼロ、片や100というふうには、そんな極端な重みづけにはちょっとできないとは思いますが、10のところもあれば40のところもあり、50のところもあり、それぐらいな重みづけは十分可能性としてありとしたいと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。従来のものがぶら下がっておるのであれば、ゼロというわけにはいかないかもわかりませんが、私が言っている思いもちょっと受けとめていただいて、ぜひそういうところで一律というようなことではなくて、本当にいいものを提案していただけることに活用してもらいたいと思います。

山下委員長 答弁は必要ですか。

大畑委員 結構です。

山下委員長 それでは、まだ質疑を聞いておりますので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

2時40分まで休憩をいたします。

午後 2時30分休憩

午後 2時40分再開

山下委員長 それでは、定時になりましたので、委員会を再開いたします。

質疑のある委員は。

藤原委員。

藤原委員 先ほども認定こども園の千種のことをいろいろと出ておりましたけれども、私はこれでいいとは思いますが、ただ、この財源について、今は合併特例債あるいは千種については過疎債というのがあって、財源的には十分と言いますか、対応が可能かなと思っておりますけれども、今後、合併特例債も多少は延期されると思うんですが、ほかの一宮あるいは山崎等々になった場合に、もうこれが1つの、千種のが例になって、いやもうリフォームというのか、改修で対応できるけれども、この際、きっちりしたやつ新築してくれというようなことになった場合に、部長、補助金というのは、これには、認定こども園の建築に対する国、県の補助というのは今のところはないんですか。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 社会福祉法人が建築する場合には助成制度がございます。市がする

ものについては、今、直接の補助金というのではない、起債に頼らざるを得ないという状況で、御心配のとおり私も思っております。学校規模適正化が順調に進んでおります。というのは、やはり施設の投資ということが非常に大きな行政課題になっております。ですから、合併特例債の発行期間が5年間は延長されましたが、そこまでに幾らが整備できるかなというのが、財政運営上、1つのポイントになるかと思っております。その後については、やはり今までの毎年の予算、今回大幅な増額予算になっておりますが、そうした状況は非常に苦しい、少し時間が整備に要するような財政運営になるのではないかなということは、ちょっと心配をしておるところでございます。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 私、以前に一般質問でも申し上げたんですけれども、やっぱり10年、20年のスパンを考えて、いわゆる公民館の改修、新築、再編とか、そういうことも含め、きちりした計画をすべきであると、企画のほうでもちょっとそういうことは申し上げたんですけれども、もちろん今もあったように、学校の廃校になるところの利用も含め、きちり対応せんなら、つくってくれてつくるというのは、誰がこれ判断するんやということになってしまいうで、そういうことをやっぱり考えておいてほしいなど、このように思うわけです。

具体的な予算のことについてちょっとお尋ねするんですけれども、108ページのいわゆるこのブルーシー・アンド・グリーンランド財団ですか、これにつきまして、B & G海洋センターの改修が予定されておるんですけれども、以前に、先日ですか、この名前、B & Gの名前は変わらないんだよということで許可も、取り壊しの許可も得てますということなんですけれども、この名前を継続するということは、いわゆる新築、新設されるプールの工事費については、やっぱりB & G財団が何ぼか助成してくれるんですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 B & Gの海洋センターについては、補助制度、補助をしてくれます。ただし、財源の上限がありまして、上限3,000万という部分がありますので、そういった中の部分の改修費の充当ということであります。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 財源の上限と、それからいろんな条件があるんじゃないかいね。これだけの大きさにしなさいとか何とかいう、そういう条件はないんですか。プールの大きさのね。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 特に条件的なことは聞いておりませんが、5コースあるいは6コースという規格の財団のプールの規格ということはあるかと思います。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 以前に波賀のB & Gを誘致したときも、要するにその土地を提供して、1ヘクタール以上でしたか、の土地の中に、要するに既設の設計されたこういう建物、プールを建てますということやったんで、何が言いたいと言うたら、この委託料がかなり金額の高いのが上がっているさかいに、やっぱり本市のほうで全て設計して、こういう大きさのをしますよ、そして3,000万なら3,000万の補助金くださいよと、そういうことになるんかね。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 今、B & G海洋センターの関係についても、財団のほうが以前のような形もありましたが、改修というところで、プールでない改修もOKということでもされているところもあります。そういった中で、当時のような財団のほうもそんなにお金はないわけなんですけど、その中で精いっぱい財源を3,000万というところではみてやるということでは聞いております。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 ちょっとあれなんやけども、要するにその設計管理まで当時はそのB & Gがしてくれよったんやけどね。ですから、この今言う800万は要らないんじゃないかなと思よったんやけども、その辺、いかがでしょう。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 財団のほうの補助につきましては、取り壊し、解体の費用、それから設計の費用についてはその中には入らないということで聞いておりますので、建築、建てるときの補助3,000万というところを聞いております。

藤原委員 はい、わかりました。

山下委員長 続いて、稲田委員。

稲田委員 予算書の213ページの保健体育費についてお伺いします。

保健体育総務費の中で職員手当、職員の給料あります、この1,124万というのは、何名に対するものですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 そこの213ページの給料費につきましては、スポーツ振興係の分の3名分の給与でございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 スポーツセンターの管理されている方というのはどこの部分に属するんですかね。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 予算書の215ページの体育施設管理費の中の臨時職員のところの分の施設管理員の賃金のところに入っております。管理員の賃金と臨時職員の賃金、その部分がその分に当たります。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 この方たちの例えば時間外手当とかいう部分はどこにも上がってないんですが、それはなしということでもいいんですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 賃金の中にその分も含めての、時間外された場合はその中で支払いするような形になっております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 ほとんど時間外やと思うんですけども、週のうち5日以外2日は時間外やと思うんですけども、1日休みですね。水曜日休み以外は土日は時間外になると思うんですが。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 今、すいません、施設の管理のところの方の分ですね。今言われている分は。でよろしいですね。

土日は出勤になりますが、そのかわりの休館のする日がありますので、その日については、週の中で勤務日を決めて、その日、週に2回は休みをとるような形で、週のローテーションを組んだ中で出勤していただいております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 その時間外手当を含まれているというのは間違いで、時間外手当は入らず、代休をとられているということですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 1週間の勤務時間数というのがありますが、その中で夜の勤務、それから朝の早く出てくる勤務、そのローテーションの中でその時間のところを調整していただいております。それ以上の朝早くあけてくださいよとか、いろんな中でそれ以外のところの部分については時間外の対応で出勤をしていただいておりますという状況です。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 これ、予算と直接関係あるかどうかはわかりませんが、ずっと利用をして、ここ1～2年、始まりの時間ですね。8時半ですか、8時半から夕方5時までという、一応グラウンドは利用規則ができておると思うんですが、早くあけてくれというのはなかなか言いにくくて、早くあけてもらおうと思ったら、私たちは公務員やから8時からしかもう無理やと、早く出ても。だから、もともとあそこは公務員じゃなくて、別の方が管理されとったと思うんですね、昔は。役所の職員という形じゃなくて、一般の方がずっと管理されてたと思うんですが、それがその職員の方になった経緯って何なんですかね。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 あそこのスポーツ施設の関係につきましては、全て臨時職員なり、そういった市が雇った職員が勤めておりました。

それで、時間の早い、あけていただく場合は、そのローテーションやそういった勤務の関係がありますので、事前に時間の早くあけていただくような申請を出していただいたら、それに対応させていただくような形で行っております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 以前はそういう時間的なくくりって余りなかったように思うんですね。というのは、その臨時職員の方の御配慮で早くからできていたのかと思うんですが、今はかたくなに8時半もしくは申請で8時と。近隣住民との騒音の問題であったり、いろんな問題はあると思うんですが、どうしてその8時半にこだわるようになったのかなと。役所の勤務体系が8時半からということですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 その関係につきましては以前にもありまして、夏場については時間の対応、早い時間に30分繰り上げてあけるとかというような対応でさせていただいておるかと思えます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 スポーツというものは、夏場にしてもそうなんですが、やはり朝の早い時期にしないと、9時、10時となるともう日が昇って暑くなって、健康面にもよくないんで、できれば臨機応変にと言うよりも、少し早くから使えるような方法をまた考えていただきたいというのと、それから2点目に、第2グラウンドですね。今、どういう状況になっているか、何も改修とかその他、施設をどうこうするのが上がってきてないんで、今、どういう状況ですか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 第2グラウンドの関係につきましては、今のところことし、26年度の予算では改修する予定はありません。今のところそういう状況でございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 改修というのは、地域住民ともめて、今、余り使えなくなっていると思うんです。その例えば駐車場で使われるのにはもったいないし、ふだん使いたくても予定が入れてないと使えんと。普通、スポーツ施設というのはあいていれば、すぐ使える状態じゃないとだめだと思うんですね。ところが、ある程度の1カ月のスケジュールの中で急に入れようと思っても入れないようなことを聞いているんですけども。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 第2グラウンドのその使用の関係は、今のところ、通常どおりの申し込みで使っていただけているかと思います。ただし、早朝の早い時間とか、そういった形の近隣の住民の住宅がありますので、そういった点には御配慮をいただいた中でお願いしますということで使っていただいている状況でございます。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたらもう普通に8時半から使えるという、8時半から5時までという状況であれば、もしあいていれば事前に申し込んでも大丈夫ということですね。

直前に申し込んでも。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 はい、今のところそういった中でしておりますが、ただ、あそこの球場としてグラウンドが狭いので、特に球技の関係については、第1グラウンドがあいておれば、できるだけそちらのほうで回っていただくような考慮はしていただくようにしております。

山下委員長 稲田委員。

稲田委員 いや、狭いかどうかというのは、するスポーツによって、第1グラウンドを必要ないときもあると思うんですよね。例えば、少年団体とかスポーツ21も無料、今はもうみんな無料になったんですけれども、その第1グラウンドというのは、やっぱり全面、半面、分けて使わんなんかったり、結構いろんな団体と重複することが多いんで、比較的第2グラウンドが使いやすいという団体が結構あるんですよ。ところが、その第1グラウンド振ってもらって、第2グラウンドがどうして使わないのかという理由が、第1グラウンドほど整備も要らないし、第2グラウンドはフェンスも高い

ですから使いやすい団体もあると思うんですが、その第1グラウンドへ振って、回していくというちょっと意味がわからないんですけども。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 先ほど言いましたように、通常、球技的などところにつきましては、高いネットですが、何回も駐車場まで球が飛んできたりとか、それから民家のほうに球が入ったりとかいう状況もありますので、あいておればそちらのほうに使っていただくような形でお願いしているところでございます。

山下委員長 続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

大畑委員。

大畑委員 すいません。主要施策の109ページ、地産地消給食食材供給のことについてお伺いをしたいと思います。

私がちょっと理解できていないのかもわかりませんが、この主要施策の成果目標の欄を見ますと、北部地域の保冷库増設によって、従来市外から購入していた農産物の全体利用率を向上させるということが上がっているんですけども、その地産という定義は、市外も含めて地産になっているんですか。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 現在、宍粟市の給食センターで取り扱いしてあるものについては、基本、市内を第一条件としております。それから、その後で求めるところは県内という順位をつけております。それから、最終的に国内というような順位で、基本的に地産地消という言葉の考え方からすれば、給食センターとしての取り組みとしましては、市内産ということをもっと優先するということに重点を置いております。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 定義はわかりました。そういう意味で、今回、この地産地消をさらに推進するんだという意味で、創造枠でしたかね、これは。やっぱり私たち認識していたのは、地元の農産物を、さらに供給体制の強化をしていくということで、安全安心にもつながるし、地元のを、おいしいものを食べていただく体制をきっちりつくるという意味で保冷库かなと思ってたんですが、これ市外の農産物という、市外と書いてあるんでね。市外から購入してきたやつをもっと利用率をアップさせる、向上させるということに使うように、この成果のところを書いてありますから、ちょっと目的が違うんじゃないかなというように思ったんですが。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 その今、質問された部分なんですけれども、事業効果としましては、従来市外に求めなければならない状況のものを市内産で賄う、保冷庫をつくることによって。そういう解釈で、市内産を活用すると。保冷庫をつくることによってストックヤードを広げる、それによって市内の生産物を長期保存することによって、市外に求めよったものを市内で賄うと、そういうことです。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 説明ではわかりました。この文章ではわかりません。はい。そういう意味ですね。わかりました。

続けてお願いします。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 この事業効果はちょっと書き直しておいてほしいなと思います。

先ほどの説明では、タマネギ、ジャガイモ、冬瓜、リンゴということで、お話がございましたけれども、これは代表的な例をお話になったということで、考えてよろしゅうございますか。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 はい。これ、代表的と言うよりも、実際に何がそこで保てるかというところに観点があります。というのは、保冷庫をつくった場合、単純に一定の温度で大きなものを1つつくって、そこにストックできるものであるかと言えば、そうではございません。種類によっては多種多様の温度でストックすることで長期保存できる状態になるというふうなことがあります。したがって、実際にタマネギとジャガイモについては一定1度と3度の温度設定で長期保存ができるということについては、これは調べた結果、そこで保存ができることがわかったわけで、基本、タマネギ、ジャガイモを22年度からしております。ただ、それに加えて、もっとほかに多種多様のものが保存できないものかということで、23年からですか、実際に冬瓜を入れたわけなんですけれども、冬瓜についても十分能力を発揮しておると。それからリンゴですけれども、実はリンゴ、地元産の原のリンゴ園があるんですけれども、そこでは11月にリンゴはもう終わってしまいます。ところが、11月に終わるリンゴをこのストックヤードで実際に保管して、先般、3月8日に千種で給食展を行いました。そのときにリンゴの皮むきということで120個のリンゴをストックヤードで保管したわけなんですけれども、それについては1つも腐っておる、傷んでおるような状況ではなかったということで、非常に効果が高

いということがわかりました。したがって、23年、24年で冬瓜、リンゴというようなものがふえてきておるので、今後さらにふやす予定で、種類をふやす、ただ模索していったれが置けるのかなということを研究しながら、ふやしていく予定であります。

以上です。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 地元食材をどんどん活用していくという1つの術としてはわかるんですけども、反面その保冷庫が拡大しますと、旬の野菜というものがだんだんそれが狭めてしまうという、その範囲を狭めてしまうおそれとか、あるいは0 - 157なんかのリスクとか、そういうものが高まってくる心配はございませんでしょうか。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 学校給食におきましては、それぞれ給食だよりというようなものをそれぞれ給食センターから配信しております。学校、保護者の方々に出しております。その中で、今とれておる旬のものについてはどんなものであるかというふうなこと、それからここで書いておりますように、タマネギとかジャガイモというのは、保管状態によっては1年中使えるものである。例えばリンゴにしましても、これ、食用のリンゴではなしに調理用のリンゴということになってくるものについては、通常通年使うものでありまして、その旬のものをという調理用の具材ということになれば、食材という部分とはまたちょっと切り離れた考え方になるんですけども、その部分で活用するという点については問題ないと思います。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 衛生管理上の点についてはいかがですか。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 衛生管理上につきましては、搬入してから給食センターにそれぞれ持ち込みを行います。持ち込んだところで必ず全てにおいて検収を行います。検収をして、土等々あったり、腐れ等々あったものについては、その場で全て除去します。それから洗浄という下処理のところに入ってくる、そういったことを考えて判断しておる関係上、衛生管理上は何ら問題ありません。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 そうですね。そこはしっかり管理されると思うんですが、こういう保冷庫なんか導入することで、長期間食べるものを期間を延ばしていくことによって、

リスクが逆に高まることもありますから、その辺の心配はないということですね。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 大畑委員さんが心配されている部分については全くわからない話じゃなくして、保管、長期間保管することによって中で発生をする雑菌等々の対応等については十分理解しております。したがいまして、それを使うということに関して、それだけの対応をそれぞれの給食センターで必ず行う、それからまず先般もいろいろとありましたが、学校給食では中心温度を95度以上とかいうような、違う、85度以上ですか、85度から90度以上で90秒必ず熱をかけなくてはならないというルールになっております。したがいまして、現在、ノロが発生をしたようなこともありまして、25年の4月から、時間的な部分がちょっと延長になったり、温度的なものが高温的になっております。それだけのものをして、全ての雑菌を除去するということが大前提になっておりますので、そのことについては何ら問題ないと判断しております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。

では、続きまして、社会教育のほうでちょっとお尋ねしたいと思います。

予算書202ページなんですが、主要施策は生推協、主要施策では102ページの上段になろうかというふうに思います。各地区の生推協、いわゆる生涯学習推進協議会への補助金ということで予算計上されておりますが、これはもう昔から額がもうずっと一定です。これらについて、毎年事業効果を図ってみるとか、また新たな取り組みを今年度提起するとか、そういう考えはないのでしょうか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 大畑委員が言われておりますとおり、その補助金の額、合併から同じ額が出ております。そのことについては、今、生推協の中の会長、副会長の会の会とか、そこらでもいい方法がないかなというところで議論は出ております。ただ、今している、長年かかってしてきた分が、マイナスになるような形では困るなというところで、なかなか調整がつきにくいところも現実でございます。ことし、現実として山崎の土万と菅野の関係、合併の関係で学校が一緒になる関係で、26年度は小学校区に1つになっていこうかという方向は生推協もなってきたんですが、そういったこともありますので、これ全体として大畑委員が言われているところ、テーブルに載せてちょっと調整はしていきたいなと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 見直していこうというお考えはあるというふうに今、伺いましたけれども、実際ここに書いてあります事業内容を見ましても、人権学習とかふれあい交流事業というふうに、従来からのパターンが続いておるんですが、実際、私たちも地域でいろいろかかわってきましたけれども、ふれあいというのが、その人権課題の解決を受けてふれあいということやったらと思うんですが、実際はさま変わりしてきました、何か盆踊りみたいなものがあったり、それも1つの方策なのかもわかりませんが、ずっと続いていると。どれだけ人権課題の解決につながっていったのかという成果も全く見えない。あるいは、地域のふれあい祭の賞品を出す、景品代にそれが変わっていったみたいなね。本当にもともと目指されてきた地域づくり、人権課題の解決やそれからひとづくりというようなものから、大きくさま変わりしてきているんじゃないかなというふうに私は思うんですね。ですから、前にも新人議員で提案をさせていただいておるんですが、やっぱり今、宍粟市も先ほどおっしゃったようにいろんな地域合併、学校がなくなっていったりすることによって、地域をどういうふうにもう1回元気づけていくのかという課題が出てきていると思います。やっぱり人づくりのところに社会教育は大きくかかわっていただく必要があると思うんですね。ですから、これも一律に補助金出してというよりも、先ほど学校教育のところで申し上げましたけど、やっぱり地域からこういうことをやりたいと、そういう事業を積極的に出していただいて、それをプレゼンをして、その中からやっぱり選んでいくような、そういう仕掛けにしたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 今、大畑委員が言われたように、この山崎の、きのう連協もあったんですが、この今、ふれあいの部分と人権の学習の部分と、学校と一緒に地域の中でいろんなことをしていこうかという部分の3つの形がその中に含まれておるということで、ただ、先ほど言われたように、もともとはやはり人権の視点でそんなふれあいやいろんなところで人権の視点で運動会もしてもらったり、いろんな形でしてもらうのが今までの姿だったということもきのうも話をさせていただいて、やっぱりその柱としては、差別をなくして住みよい町をつくっていくというこの生推協の一番の柱が崩れないようなことをしていけないかということ、ちょっとその手直しはしていけないかなということ、先ほど大畑委員が言われた指標的なところも参考にさせていただきながら、今後また協議を重ねて整理していきたいなと思っております。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 いわゆる人権課題の解決に向けてのその生推協という意味では、市の組織がまだ立ち上がっていないという認識をしています。従来型でもう一向に変わっていません。そういうところにも課題がある。それからもう1つは、これ部長にぜひ聞いておいてもらいたいと思うんですが、しそう元気げんき大作戦の事業ありますね。これ、まちづくりのところで審査をしたときに、これはほとんど一般財源じゃなくて特定財源使ってるんですね、財源としては。2,500万ほど予算措置しているんですが、実際の執行はこの半分使ってないんですね。地域からいろいろ要望があっても、ほかの事業で既に取り組んでおるものは対象にならなかつたりして、なかなかその事業化に向かっていってないんです、この元気げんきも。だから私はこの元気げんき大作戦も地域づくり、地域を元気にしていくこと、地域力をつけようということの目的でやられておるわけですから、もうやっぱりいいかげんこの時期になったら、片や社会教育の全部まるまる800万近くは一般財源ですよ。こういうものをやっぱり、お金の使い方も含めてと思うんですが、やっぱり本当に地域がやりたいと思うようなところにシフトしていくと、そういう延長線上で人権課題や要するにひとづくりみたいなのところも考えていくという、そういう仕掛けをつくっていかれるほうがいいんじゃないかなというふうに思って、議員の提案もさせていただいておるんですが、いかがでしょうか、部長。

山下委員長 岡崎教育部長。

岡崎教育部長 実はそのしそう元気げんき大作戦を創設したときに、創設した担当部に私がおったもので、それはもう財源的にもよく御存じのとおり、地域振興基金の果実、利子を運用して、当時、そのぐらいの4町が合併したんだから、そのぐらい、額から言うのは変な話なんですけど、それぞれの地域で頑張ってもらおうと、だから果実はそれに使おうということとさせていただきます。御指摘のようになかなか執行率が悪いというのが現状ですが、本当にそういう部分が、ここの部分が地域からいろんな提案が出てきて、いろんな取り組みがされ、それはまた私がおったときにも少し市としてもう少し整理が要るなと思ったのは、行政と例えばNPOとの役割分担で、NPOにも元気げんき大作戦の経費を使っただけのようなつくりにはしておるんですが、なかなかうまく機能していないなと傍目から見ておるんですが、そういうところがどんどん出てくれば、やはり地域の元気はこちらから仕掛けるのではなしに、内発的に生まれてくるなと、このように思っておりますので、生涯学習も整理は必要ですが、補助制度ということよりも地域が何をしたいか、そ

れで行政が何が支援ができるかという大きな考え方がありますので、その支援のあり方、財政的な措置については、それに応じたテクニカルに改正をしていく必要はあると思いますが、まさに御指摘のように、そういうことが仕掛けていけたり、これ長くなりますが、例えば学校規模適正化で地域の人たちといろんなお話をさせていただいておる中で、我々からしてもヒントが言えたり、こんなことがいいのかなと、こんなふうに思っています。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 ぜひその果実がまだ実っておりませんので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思うんですが、お隣の鳥取県の智頭町、ちょうど私たちも行かせていただいたんですが、ここに百人委員会制度というのがありまして、全部公募なんですけれども、それぞれ市民がやっぱり自分はこういうことをやりたい、その個人的なことではなくて、その地域をどうよくしていくかとか、あるいは市の課題を解決していくことのためにこんな事業をやりたい、だからこれだけお金を頂戴ということで、そういうしっかりした事業計画なり予算の裏づけをもって市長に求めるわけですね。予算要求するんですね。市長がその中身を審議してOKが出れば、その事業に対しては全部、その市の職員がかかわるんじゃないじゃなくて、全てやるわけですね。1つ社会教育の事業なんかも紹介されてましたけど、地域でその学習会やったりすることも、全部地域の人たちがもう会場準備から片づけまで全てやってしまうというようなことでね。本当に自主性が尊重されてますし、本当に地域がやりたい事業が効率よく効果を持って発揮されているなというふうに思ったんです。やっぱり地域にはもうそういう方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなと私も思うので、ぜひ一度考えていただきたいと思います。

山下委員長 井上社会教育課長。

井上社会教育課長 先日の連協の中でも、地域の中でできるだけこういうことを行政のほうに支援していただきたいという自分らの考え的なものを、行政におんぶにだっこという形も何ほかあったので、そういう形で整理をしてもらったらありがたいなということもしたんですが、なかなか地域のところは受け身態勢というところも、ちょっと今の生推協のところの課題も1つもあったり、もう少し生推協も中身を整理していかないかなというところ、先ほどの提案の前向きな取り組み、そこに支援していくというスタイルがまた考えたらいいなと思っております。

山下委員長 大畑委員、よろしいですか。

続いて質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 千種の図書館の設計図が出てきておるんですけども、これに現業の意見が十分反映されているのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいですけど。

山下委員長 水口社会教育課副課長。

水口社会教育課副課長 ただいまの御質問につきましては、建設に当たりまして、千種図書室の建設検討委員会というものを設けました。それで、地元の方々それぞれPTAとか子ども会とか学校の代表というような方に入っていただきまして、その中に我々職員も入りまして、こちらからも図書館館長あるいは千種生涯学習事務所の所長、千種ミニ図書館の所長と言いますか、管理をしておりますので、そういった職員も入れる中で、地域の方々の意見と協議を整えた中で、この建設の案をつくらせていただきました。会議のほうは3回開催させていただきまして、その結果につきましてはホームページ等でも掲載させていただいておる状況です。

以上です。

山下委員長 伊藤委員。

伊藤委員 これ最大蔵書が何冊入るのはわかりませんが、私が山崎のときにちょうどあの図書館つくったときに、蔵書をこれぐらいあったら大丈夫だろうと思って、その当時はみんなそれで許可したんやけど、今になったらもうとてもやないけど入らへんのやね。もうあの面積では。そういうことがあるさかいに、ここで最大蔵書を何ぼぐらい考えて、本当にこれで将来ずっといけるのか、そこの点だけ聞いておきますわ。

山下委員長 水口社会教育課副課長。

水口社会教育課副課長 現在のところ、現状では開架部分が7,300冊、そして書庫を設けておるんですが、そちらのほうに4,000冊相当が入るという思いをしております。ただ、今、この絵のほうにありますように、図面の周囲のほうに比較的背の高い書架を設置する。それからあるいはこの真ん中、下のほうに四角い書架を置いておるんですが、この四角い置いておる書架は、移動ができるような形で、数を後々例えばふやしていくとか、そういった対応も可能でございますので、7,300冊は当初予定ではありますが、状況あるいは利用状況、ニーズに応えるような形で少し蔵書をふやしていくとか、そういった対応は可能かなと考えております。

以上です。

山下委員長 伊藤委員、よろしいですか。

それでは続いて、藤原委員。

藤原委員 もう1、2点、ちょっとお願いしたいんですけれども、以前から課題になっておりますところのその給食費の公会計化がどの程度が進んでいるのかどうか、どの程度検討されているのかどうかということが1点と、それからこれは津村課長の管轄になるのかと思うんですけれども、スクールバスの運行費の中に、備品購入費として中学校費で2,800万何がし、それから小学校費で700万ほど備品購入費、スクールバスの購入費が上がっておったと思うんですけれども、それが更新なのか、そして新設の場合はどこなのかという、そのことを教えていただきたいんですけど。

以上2点お願いします。

山下委員長 幸福山崎学校給食センター所長。

幸福山崎学校給食センター所長 先ほどの給食費の関係でございますけれども、一樣にして、県内の状況を確認しております。41市町ある中で、公会計化されておるところにつきましては3分の1程度、残りの3分の2についてはまだ私会計というふうな状況が現状でございます。ただ、宍粟市としましては、現在給食費等々のことも考える中で、値上げとかそこら辺の部分も含めた中で、公会計化については26年度に取り組む方向性を持って、今、取り組む予定をしております。

それから、きのうですか、宍粟市の運営委員会等々ございまして、その中でもそういったことについてお諮りをした中で、事務局サイドからの提案等々を認めていただいておりますというふうなことで、これについてはまだ決定したわけでも全く何もないんですけれども、26年に取り組む方向性を持つということで理解をいただいております。

いえいえ、すいません。26年に十分な協議を行って方向性を示すということで、実際にそれ以降の年度に実際にどういうふうなことになるかということになると思っております。

山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 失礼いたします。

私のほうからは、予算書の188ページ、小学校のスクールバス管理費の中に備品購入費が2,840万円計上させていただいております。内容につきましては、繁盛小学校におけるマイクロバスとワゴン車、これは買いかえでございます。老朽に伴う買いかえ。さらに波賀小学校におけるマイクロバスとワゴン車、これは新年度の適正化後を見据えた購入になります。それとあわせて、野原小学校のマイクロバス、これは買いかえでございますが、これも適正化後を見据えた買いかえというふうに考えております。

それと、予算書の193ページ、中学校費の中の備品購入費に700万円計上させていただいております。内容につきましては、この三土中学校が学校をとじるというふうなことを26年度末でさせていただくというふうなことになっておりますので、現在の土万小学校区の生徒さんが山崎西中学校に通うためのマイクロバスの計上を予定しております。

以上でございます。

山崎西はもう本年度。

山下委員長 藤原委員。

藤原委員 規模適正化で波賀小学校の分が1台新設になった。それから野原小学校は従来のやつが更新になった。そういうことやね。

山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 現在、野原小学校にマイクロバスが1台ございます。それはかなり老朽化しておりまして、それも買いかえということになるんですが、27年度から1つの学校になりますので、結果、新しい波賀小学校についてはマイクロバス2台とワゴン車1台の3台体制というふうに考えております。

山下委員長 よろしいですか。

続いて、福嶋委員。

福嶋委員 いじめ対策についてですけれども、やはり学校現場というか、そういった中での防止対策、あるいは子どもたちに対しての教育というか、学習させるという、もう一方で保護者と会合とかあるいは映像を見ての話し合いとか、そういったことを継続してやっていかなければいけないと思うんですね。そういったことについて、今年度の予定というようなものはあるかどうか。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 宍粟市におきまして、学校でのいじめ防止に向けましては、昨年度いじめ早期発見防止マニュアルというふうなものをつくりまして、それぞれ取り組んでおるところでございます。具体的な取り組みとしましては、定期的なアンケートによる調査、それと聞き取り、そういったものを中心にやっております。

一方で、あわせまして、心の部分の教育という部分、非常に重要でございます。その中で、道徳等を中心とした心の耕し、あるいは特別活動や学級会活動、こういったものの集団づくり、こういったものについて力を入れて取り組んでおるところでございます。

あわせて、生徒会活動なんかでこれは1つの例ですけれども、いじめをなくそう

週間とかいうふうな、生徒会で取り組みなんかも一方でやったりしまして、学校全体を挙げていじめはだめなんだという、そういった雰囲気づくりを、そういう学校の中での雰囲気を醸成していくと、そういったことを取り組んでおります。

あわせまして、本年度新たに市のほうで、法改正もあったんですけども、県のほうなんかは、県や学校ではもう必ずしなければならないというふうな内容なんですけれども、市は努力義務なんですけど、いじめ防止方針というふうなものにつきまして、今年度つくっていく予定でおります。

山下委員長 福嶋委員。

福嶋委員 いじめに関しては、よく承知していることだろうと思いますけれども、やはり表面に出てこない部分というのが多いですね。そうした中で、表面に出てきたときには取り返しのつかないことになるということが多々ございます。一応、もう2年ぐらいになるんです、2年以上になるのかもわかりませんが、大津市のいわゆる中学2年生の子の、男子生徒の自殺ということが、まだ今まだ完全に解決していないというような状態ですね。やはりそういったことがどうしても置きがちなになるので、やはり防止というか、やはり絶えずその教育をする、それから先ほど言われた子どもたちが自主的にやるというか、やはり生徒会の中で、自主的に子どもたちの中で何て言うのか、いじめをやったほうもやられたほうも、どっちも損なんやでというふうな話の中を、ことをやはり共通の認識として学習をさせるというか、やはり子どもたちが自主的に、いわゆる先生方が要するにこうするんだ、ああするんだというよりも、自主的にやるということのほうがしっかりと覚えられるということもあるので、そういった対策、しっかりやっていただきたいと思います。

山下委員長 榎谷教育部次長。

榎谷教育部次長 先ほど志水課長が御説明したとおりでございますが、主要施策に係る説明書の96ページの上段に、いじめ防止対策推進事業、出ておりますので、よろしく願いいたします。

山下委員長 福嶋委員、よろしいでしょうか。

福嶋委員 はい、いいです。

山下委員長 ほかにありませんか。

大畑委員。

大畑委員 すいません。主要施策94と95ページに関連でお伺いをいたします。

予算質疑で委員から質問があって、部長の答弁を聞いておったんですが、もうひとつ頭がちょっと私も整理ができていないので、わかりやすく教えていただきたい

んですが、山崎西小学校の校舎・屋体改修事業、総事業費でこれ6億で、本年度4億8,000万であります。片や、波賀小学校校舎・屋体改修事業、総事業費で2億7,000万のうち、本年度1億6,500万。校舎の建設年は波賀のほうが古い。そして屋体も古い。ただ、プールは波賀のほうが新しいということで、この大きな金額、3分の1くらいなんです。今回の予算も、これについては従来と言いますか、以前に一度、波賀のほうは改修を行っているから安くて済んでるんだというお話やったんですが、その辺、もう少しわかりやすく説明いただけませんか。

山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 これにつきましては、先日の議会答弁にもありましたように、平成14年、15年に波賀小学校における校舎の耐震化並びに大規模改造が行われております。このときに工事費として約2億3,400万、契約執行をしております。最初申しおくれましたが、ほぼその違い、総事業費の違いと言いますが、工事費に集約されると思いますので、工事費でちょっと説明をさせていただきますと、工事費の部分で波賀小学校で2億3,400万使用しております。今回、校舎のリフォーム、さらにプール、屋体、合わせますと屋体については25年度9,800万予算化しておりますが、26年度の予算化は1億6,000万ということで、平成14年、15年の波賀小学校の工事費を今回の予算額に加算をしますと、約4億8,600万ということになります。それと比較しまして、今度山崎西小学校の工事費の費用が5億6,900万というふうなことになります。その差額が約8,000万円、工事費ベースで8,000万円の予算が、波賀小学校全体の中で費用が少なくなっておりますが、ここの8,000万円の差額がいわゆるプールの建設で、波賀小学校においては昭和58年製で、まだ改修でリフォーム可能ということで、安価にできるというふうな予定をしております。一方、山崎西小学校が昭和47年製で波賀小より10年早くて、プールの層もステンレス製とそれから鉄製に塗装というふうな、そのプールの層の部分で大きく老朽化の度合いが違うんですけれども、そういう状況があって、山崎西小学校については新築を行う。波賀小学校においては現在のものをきれいにリフォームし直すというふうな、その部分で工事費で約8,000万円差が出ておまして、その部分がまさに工事費部分の全体の差額になっておるといいうふうに考えております。

以上でございます。

山下委員長 大畑委員。

大畑委員 工事費ベースではわかりました。その差については。

市民に説明きっちりできて、了解されるのかなというところだけの心配なんです

けども、古いほうの建物のほうが改修費が安くついているというのかね。同じ新しく学校をスタートしていこうやというときに、修繕する箇所のほうが多いんじゃないかと思われる校舎のほうが結果的に工事費が安くついているというふうに、単純に思えばですよ。感情的なところで。片やきれいなところ、片やちょっとリフォームということで、差をつけてるんじゃないかなというふうな、そういうふうに思われな
いかどうかという心配なんです、その矛盾は全くありませんか。同じように設計されて考えられて、同じコンセプトでやってますよということでもいいわけですか。
山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 宍粟市の学校施設の大規模改修の考え方が、新築後20年以上経過したものについては、国庫補助事業の対象になります。そういう部分もあって、きっちり20年たったらリフォームできたかと言えば、財政事情もあってそういう経過にはなっていませんが、おおむね30年前後にはどこの学校も一旦大規模改造をして、それは国庫補助事業を受けて、そういう形で耐用年数を延ばすというふうな取り組みをしております。そういう意味で、今回波賀小については14年、15年に一度大規模改造で大きな投資をしておると。一方、菅野、山崎西小学校については、これまで既にもう30年ぐらい菅野のほうもなるんですけれども、一度も大規模改造としての投資をしていないということがあって、そういう差になっておると思います。
山下委員長 大畑委員。

大畑委員 はい。その差はいいんですけれども、それはその教育委員会側からの考えでのことなんですけれども、市民のほうから見て、差というふうに感じられないかどうかということなので、それはありませんということであれば、そうおっしゃっていただいたら結構かと思いますが。

山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 説明を求められればそういう説明になるかと思うんですけれども、そういう誤解が生じないように説明をこれからもしていきたいと思えます。

大畑委員 はい、結構です。

山下委員長 はい、それでは続いて、榎橋副委員長、お願いします。

榎橋副委員長 すいません。私のほうからは、既に質問があった箇所ではございますが、よろしく願いいたします。

ページ、11ページですけれども、このしそ学校生き生きプロジェクトの事業なんです。この対象経費のところを見ていましたら、せっかく新しい試みでありますので、もう少し生徒が何かをしたいとか、そういう試みでない、学校生き生き

プロジェクト推進委員会という、そういう名目の取り組みに対してはちょっとまだ弱いんじゃないかと思imasので、この点、ちょっと検討いただければと思います。

そして隣にあります10ページなんですけれども、先ほど小学校に入る子どもさんが、当初特別支援学校へというお話の中に、お母様が、ちょっと遠いので多分耐えられないだろうと、バスの時間が長いのでということで、地元の小学校に入るといってお話がありましたけれども、以前私、委員会のほうで、播磨テクノにあります西はりまの特別支援学校に行かせていただきましたときに、校長先生のほうから、本当に子どもさんが、ここに来るのに本当に遠いので、分校ができればいいなという話を聞いたことがあるんですね。本当に子どもさんにとったら、本当に往復3時間以上かかるわけですよ。元気な人でも大変なわけですから、その点、またしっかり県とも御検討いただいて、その点よろしくお願いをしたいと思います。

私、以前、一般質問でさせていただきましたけれども、今も地球温暖化でございまして、本当に去年は本当に猛暑でございました。ことしも多分暑いだろうと思imas。兵庫県で一番暑かったのが一宮だということで観測されましたけれども、本当にことしも多分暑いだろうと思imasね。今、西播磨の中で学校がたくさんあるわけなんですけれども、この宍粟にだけ、小学校、中学校、扇風機がまだ入ってないんですね。あと、全部ではないんですけれども、徐々にという試みで今進められておりますけれども、こう考えましたときに、一番暑かったのが宍粟市でありますので、今、学校の先生は自分で扇風機を教室に持って、子どもにさわやかな風を当てながら授業をなさっている。先生のほうからも、ぜひ扇風機を学校に設置していただきたいという声もよく聞きますが、これは試みはありますでしょうか。お聞きしたいと思imas。

山下委員長 志水学校教育課長。

志水学校教育課長 まず1つ目のしそく学校生き生きプロジェクト事業、これにつきまして、先ほど子どもたちが喜ぶように、楽しめるようにというふうな御意見いただきました。このそもそも子どもの生きる力をつけていく、子どもが成長する、そういったことに直接的、間接的にかかってくるような事業になってこようかと思imas。そのあたり、よくまたこちらのほうも各学校長のほうには説明を今後もしていきたいと、そのように思っております。

続きまして、特別支援学校の分校についてです。確かに、西播磨管内には赤穂に1校、たつのに1つ、それからテクノに1つと、3つあるわけなんですけれども、北部のほうはありません。そういった関係で、そういった分校的なもの、その実現

に向けてはまた県教委のほうにも働きかけていけたらと、そのように考えております。

以上です。

山下委員長 津村教育総務課長。

津村教育総務課長 私のほうからは、暑さ対策ということで、昨年のも議会でも御質問がありまして、検討するというふうな回答だったと思います。新年度に向けて、やはりよりよい教育環境を求めていくというふうな考え方から、新年度の予算においては、各学校管理費の中に修繕工事費の中にですが、各教室に扇風機を設置するというふうな考え方で予算の計上をさせていただいておるところでございます。

山下委員長 榎橋副委員長。

榎橋副委員長 ありがとうございます。ぜひそういう実現できますように、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

山下委員長 続いて質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

山下委員長 それでは、質疑がありませんので、これで質疑は終了いたします。

これで教育委員会に対する審査は終了いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

榎橋副委員長 委員会4日目の日程は終了いたしました。

第5日目は3月14日、金曜日、午前9時より再開いたします。

本日はこれで散会です。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時42分 散会)